

参考資料 1 - 1

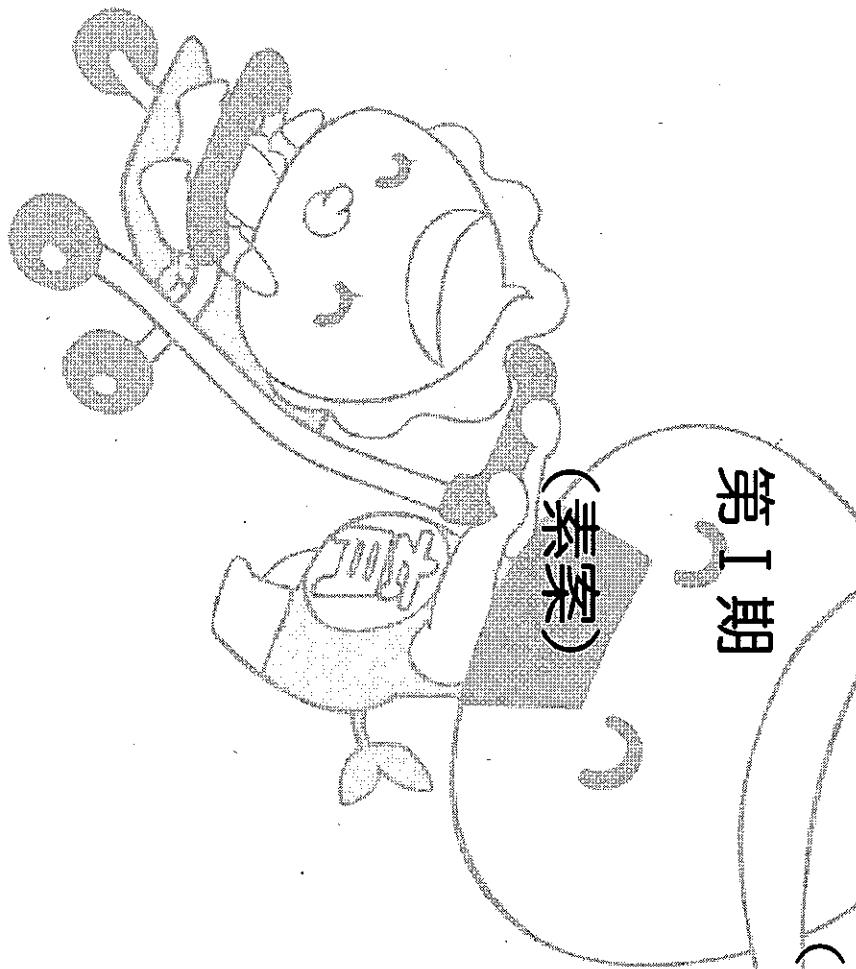
【宮城県次世代育成支援行動計画】

【宮城県子ども・子育て支援事業支援計画】

みやぎ子ども・子育て幸福計画

(仮称)

第一期



宮 城 県

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| I | 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の策定にあたって | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の推進体制及び進行管理 | 3 |
| 5 | 市町村との連携 | 3 |
| II | 計画の基本理念等について | 5 |
| III | 計画で推進する7つの施策とその主な内容 | 7 |
| IV | みやぎ子ども・子育て幸福計画の基本理念や施策などの体系図 | 9 |
| V | 計画で推進する施策及び事業 | 9 |
| 1 | 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり | |
| (1) | 子どもの権利擁護の推進 | 11 |
| (2) | 連携・協働等による地域全体での子育て支援の推進 | 12 |
| (3) | 子育てにかかる経済的な負担に対する支援 | 13 |
| 2 | 幼児期の教育・保育の確保と充実 | |
| (1) | 学校教育・保育の提供の確保・充実 | 13 |
| (2) | ニーズに応じた多様な子育て支援の充実 | 15 |
| (3) | 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上 | 17 |
| (4) | 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続 | 18 |
| 3 | 子どもの成長を支える教育の推進 | |
| (1) | 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 18 |
| (2) | 家庭や地域の教育力の向上 | 25 |
| (3) | 特別支援教育の充実 | 27 |
| (4) | 次代の親の育成 | 29 |
| 4 | 子どもと親の健康の確保及び増進 | |
| (1) | 妊娠・出産期の支援の充実 | 29 |
| (2) | 小児医療の充実 | 32 |
| (3) | 食育の推進 | 33 |
| (4) | 思春期保健対策の充実 | 35 |

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心に問題を抱える子どもへの対策 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 37
- (2) 児童虐待防止対策の充実 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 39
- (3) 社会的養護体制の充実 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 42
- (4) ひとり親家庭支援の推進 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 46
- (5) 障害児施策の充実 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 47

6 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し ······ ······ ······ ······ 48
 - (2) 両立を支援する教育・保育の提供の充実 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 49
- 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備
- (1) 子育てを支援する生活環境の整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 51
 - (2) 子どもの安全の確保 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 52

VI 目標 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 55

VII 参考資料

- 1 各種統計数値から見る宮城県の少子化等の状況 ······ ······ ······ ······ ······ 57
- 2 子ども・子育て支援に関する国における近年の議論（動向） ······ ······ ······ 65
- 3 計画の検討などを行った委員会など
 - (1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部及び部会 ······ ······ ······ 66
 - (2) 宮城県次世代育成支援対策地域協議会 ······ ······ ······ ······ ······ 69
 - (3) 宮城県子ども・子育て会議 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 71

別冊 子ども・子育て支援事業支援計画

- i 計画の作成に関する基本的事項及び方向性 ······ ······ ······ ······ ······ 1
- ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備 ······ ······ ······ ······ ······ 13

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」
の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制及び進行管理
- 5 計画の達成状況の点検及び評価

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第Ⅰ期の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成22年に策定した「新みやぎ子どもの幸福計画」後期計画に基づき、次世代育成支援のため、様々な施策を推進してきましたが、依然として少子化の進行は止まらず、また、保育所入所待機兒童や、いじめ・不登校、児童虐待など子どもをめぐる問題も多様化・複雑化しています。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災で被災した子どもは、心に傷を負うとともに、震災以前の日常とは大きく異なる不自由な生活を余儀なくされます。また、その家族も同様に、震災前とは異なる孤立しがちな環境の中で、不安やストレスを抱えながら子育てをしています。

「平成25年県民意識調査」においては、「宮城県震災復興計画」で掲げている24の取組のうち、本計画に関連する取組である「未来を担う子どもたちへの支援」について、「重要」又は「やや重要」と回答した割合が83.7%であるのにに対して、「満足」又は「やや満足」と回答した割合が48.7%とかい離が大きく、県民からの期待が特に大きい分野であるにもかかわらず、その期待に十分に応えているとは言えない現状がうかがえます。また、「宮城の将来ビジョン」の政策推進の基本方向の一つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」で掲げている14の取組の中で、本計画に関連する取組である「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」は、さらに力を入れる必要のある取組と回答した割合が、性別・年代別・地域別・団塊別いずれも最も高く、多くの県民が他の取組と比較しても重要であると考えています。

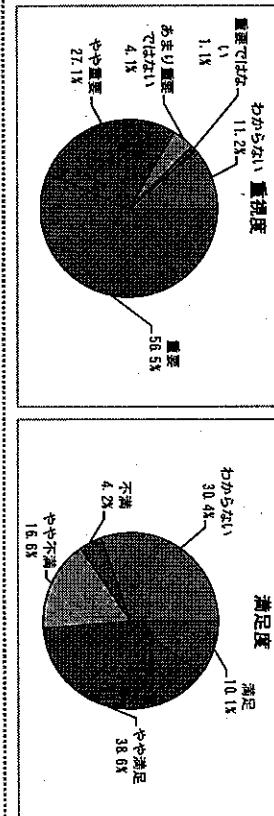
今後、県においては、引き続き多くの県民に関わる基礎的な行政サービスを一層充実させるとともに、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度により、幼児期の学校教育・保育の確保・充実や地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を、着実に推進していく必要があります。

これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業支援計画を一体化した「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第Ⅰ期を策定しました。

取組「未来を担う子どもたちへの支援」の重視度・満足度（平成25年県民意識調査結果より）

| 項目 重視度 | 割合(%) | 項目 満足度 | 割合(%) |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 重要 | 56.6 | 満足 | 10.1 |
| やや重要 | 27.1 | やや満足 | 38.6 |
| あまり重要ではない | 4.1 | やや不満 | 16.6 |
| 重要ではない | 1.1 | 不満 | 4.2 |
| わからない | 11.2 | わからない | 30.4 |

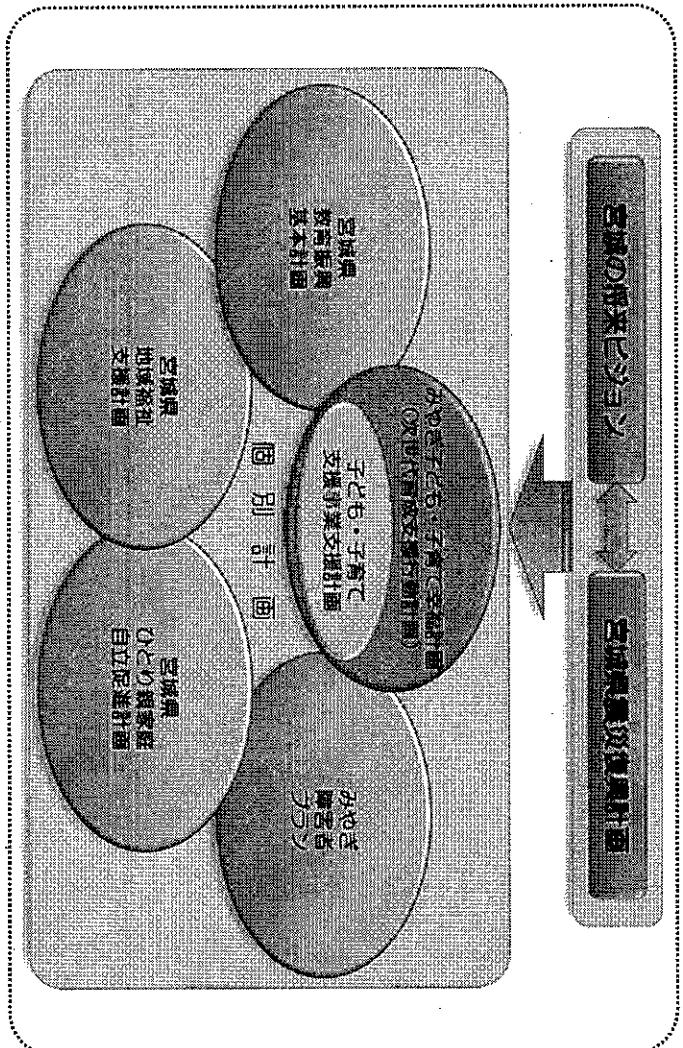
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。



2 計画の位置づけ

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項に基づき、本県が実施する子ども・子育て支援対策について定めるものです。

また、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の9第1項に基づく本県の保育に関する計画であり、県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画となっています。



3 計画の期間

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、5年を一期として策定するものとされており、平成27年度から平成31年度までを計画期間としています。

4 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要となります。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の推進に当たっては、平成19年1月に設置した知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、府内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」において、施策の実施に關し意見などを聴取していきます。

進行管理に当たっては、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」、「宮城県子ども・子育て会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行い、次世代育成支援対策推進法第9条第6項に基づき、毎年度公表します。

5 市町村との連携

県は、市町村と恒常的に必要な助言、意見交換及び情報提供等を行い、相互に連携を図りながら子ども・子育て支援対策を総合的に推進します。

子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、県及び市町村は、教育・保育施設の認可・認定及び確認並びに指導監督に当たり、必要な情報の共有、共同での指導監督など、相互に密接に連携しながら円滑な移行を図っていきます。また、県は、専門性の高い施策及び市町村の区域を越えた広域的な調整を要する施策など、地域の実情に応じて必要な支援を講じ、市町村の子ども・子育て支援対策の充実を図っていきます。

II 計画の基本理念等について

II 計画の基本理念等について

宮城の次代を担う「みやぎっこ」が多くの温かい人に見守られ、健やかな体と豊かな心を持つて成長していくことは、私たち宮城県民すべてが願うところであります。子どもたちの健やかな成長のためには、子育ての喜びや楽しみを実感し将来に希望を持つて子育てができるよう、社会全体で子育てを応援していくことが必要です。そして、何よりも、宮城の、さらには日本の将来を担う子どもたちを元気で前向きな輝く子どもに育っていくことが大切です。

しかし、近年、少子化の問題はもとより、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育て力の低下、慢性的な保育所入所待機児童の発生、いじめ・不登校・ひきこもりに加えて、東日本大震災の影響などにより心の問題を抱える子どもの増加、児童虐待の発生など、子どもとその親をめぐるさまざまな問題が多様化・複雑化しています。

これらの問題に対し、「すべての子どもの幸せ」、「すべての親の幸せ」という大きな目標の達成に向けて、県を挙げて取り組んでいく必要があります。

こうした課題等を踏まえ、計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念1

一 健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成 一

活力に満ちた豊かな宮城の将来を担う子どもたちが、健やかに育ち、豊かな人間性を形成していくことを目指します。

また、すべての子どもを権利の主体として位置付け、その個性や人格を尊重しながら、子ども自身が自分の適性や能力を十分に發揮し、自己実現ができる体制づくりを目指します。

基本理念2

一 安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現 一

出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を目指します。

また、仕事と生活の調和を実現し、「みんなで次世代を育てる」意識を持ち、企業や地域を含めた社会全体で子育てを応援します。そして、学校、家庭及び行政機関（市町村・警察）などとの連携により、地域全体で子どもを見守る環境づくりを目指します。

5つの視点

これらの2つの理念達成のために、県は次のような視点に立ってアプローチを行っていきます。

視点1　—　すべての子どもの幸せの視点　—

すべての子どもの生命や人権が尊重され、健やかに成長していくことができるように、一人一人の子どもが抱える背景の多様性を認め、子どもにとつての幸せを最優先して、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

視点2　—　すべての親への応援の視点　—

すべての親が、出産・子育てに不安や負担、重圧を感じることなく、希望を持つて子育てができるよう、サービス利用者の視点に立ち、安心してサービスを利用できる環境の整備に努め、また、親自身の育ちや学びという点にも配慮して、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

視点3　—　仕事と生活の調和実現の視点　—

働き方の見直しを進め、結婚や出産・子育てを希望するすべての人たちが、自分の意思で多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現を目指します。そして、男女が協力して子育てをすることができるよう、自治体、企業及び働く者による共通理解を図り、仕事と生活の調和実現の視点から、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

視点4　—　地域全体で子ども・子育て応援の視点　—

安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現のため、家庭・企業・教育施設・児童福祉施設・関係団体・行政機関等が連携しながら、地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で温かく見守りながら、子ども・子育て支援対策を推進していきます。

視点5　—　被災した子どもや家族への復興支援の視点　—

被災した子どもやその家族が置かれている状況を把握し、国・県・市町村・関係機関等が連携しながら、長期的かつきめ細かい支援の充実を図り、子どもがたくましく育ち、その家族が孤立せず子育てができるよう、被災地の子ども・子育て支援対策を推進していきます。

III 計画で推進する7つの施策とその主な内容

Ⅲ 計画で推進する7つの施策とその主要内容

以上の2つの基本理念、4つの基本的視点、さらには本県がこれまで取り組んできた対策などを踏まえて、本計画で推進する施策領域を次の7つに取りまとめました。その主な内容は以下のとおりです。（それぞれの具体的な内容は、「V 計画で推進する施策及び事業」（11頁以降）を参照願います。）

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 連携・協働による地域全体での子育て支援の推進
- (3) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援

2 幼児期の教育・保育の確保と充実

- (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

3 子どもの成長を支える教育の推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

4 子どもと親の健康の確保と増進

- (1) 妊娠・出産期の支援の充実
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健対策の充実

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心の問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) ひとり親家庭支援の推進
- (5) 障害児施策の充実

〔6 仕事と子育ての両立の推進〕

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援する教育・保育の提供の充実

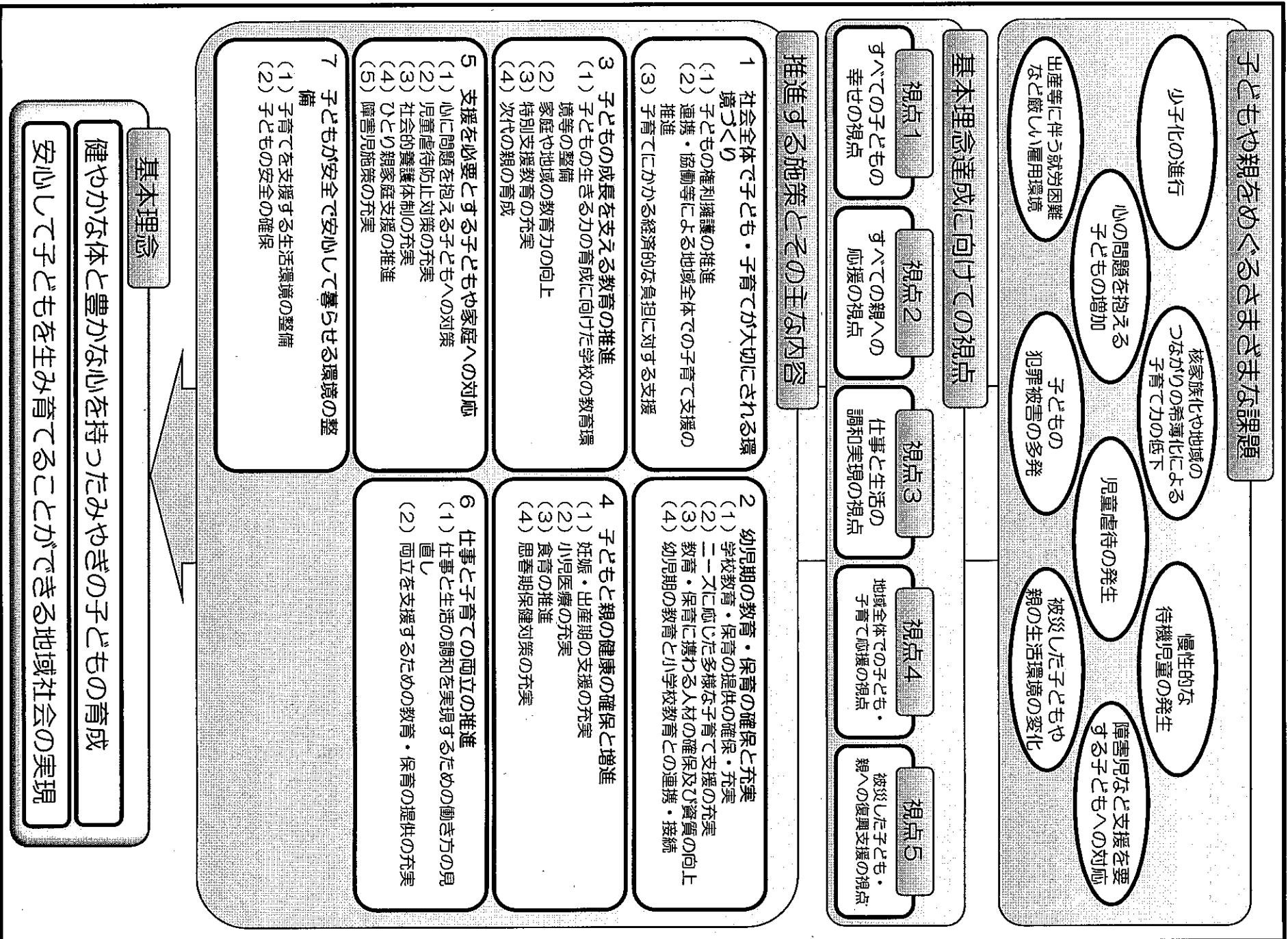
〔7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備〕

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

IV 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」
の基本理念や施策などの体系図

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」(第Ⅰ期)

基本理念や施策等の体系図



V 計画で推進する施策及び事業

- 1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり
- 2 幼児期の教育・保育の確保と充実
- 3 子どもの成長を支える教育の推進
- 4 子どもと親の健康の確保と増進
- 5 支援を必要とする子どもや家庭への対応
- 6 仕事と子育ての両立の推進
- 7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

V 計画で推進する施策及び事業

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

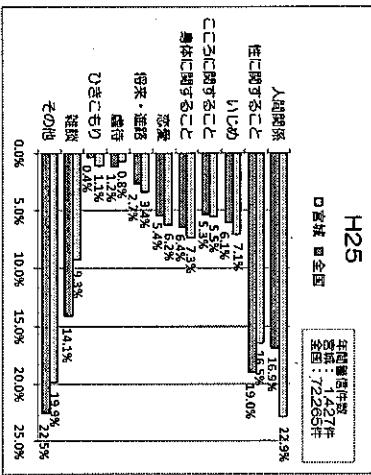
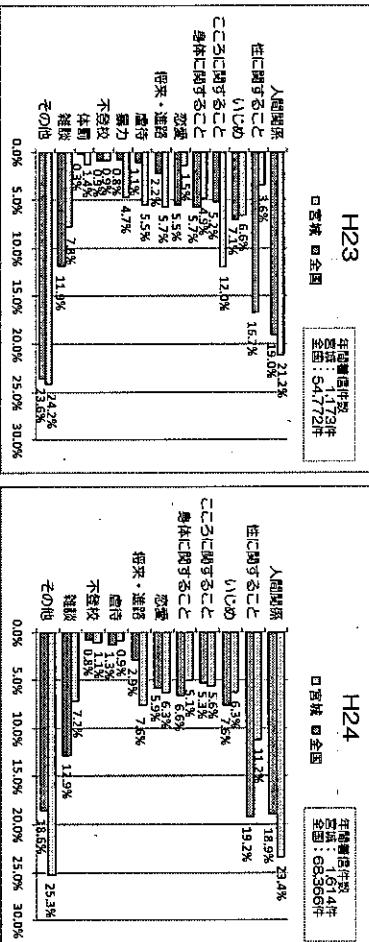
(1) 子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ◆我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」いわゆる「子どもの権利条約」に批准し、20年が経過しましたが、社会に十分浸透したとはいえない状況にあります。
- ◆社会全体の子どもの権利に対する認識が不十分であることが要因の一つとなり、虐待、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が発生しています。さらに、東日本大震災に伴い、家庭環境や生活環境が大きく変化し、問題をより深刻化・複雑化させています。
- ◆全ての子どもがもつ「権利」を子ども自身が意識し、その大きさを子どもだけではなく、親や学校などの子どもと関わる関係者が認識する必要があります。
- ◆権利の侵害を受けやすい子どもを擁護するための体制の整備が求められるとともに、権利を侵害された子どもに対する効果的なケアや、問題を抱える家族等に対する支援が必要となっています。

【関連データ】

子ども専用相談電話内容 NPO法人による電話相談件数集計



今後の基本的方向性

- ◆子どもの権利が大切にされる社会を構築するため、教育関係者、子育て支援者及び医療関係者など子どもに関わる関係者と連携しながら、子どもが互いの人权や個性を尊重し合い、一人一人を大切にした人間関係を築くための指導を充実するとともに、子どもの権利についての普及・啓発を進め、人权に対する理解と認識を深めることにより、社会全体への浸透を図ります。
- ◆子どもが「社会の一員」として、子どもの人权や自由が尊重される社会の実現を目指し、子どもたち自身が社会への参画意識を高めるとともに、社会における责任感の醸成を図ります。
- ◆子どもをケアする仕組みについては、子ども総合センターや児童相談所の取組を中心に、その他関係機関と連携を図りながら、きめ細かいケアを行っていくとともに、権利を侵害された子どもに対するケアのほか、それぞれの実情に合った家族再統合に向けた取組を支援していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(2) 連携・協働による地域全体での子育て支援の推進

■現状と課題

- ◆少子化の影響による兄弟姉妹の数の減少で、異年齢の中で育つ機会が減少し、また、社会性の基礎を形づくる「人とのかかわり」の機会も乏しい状況にあります。
- ◆社会環境が大きく変化し、子どもの抱える問題が多様化・複雑化する中で、健全な育成に資する取り組みが求められています。
- ◆核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難な状況にあります。さらに、東日本大震災により、家族等を失ったり、居住地の移転を余儀なくされたりするなど、子育ての負担や不安、孤立感がより高まっています。

■今後の基本的方向性

- ◆将来親や支援者となる若者の子育てに対する親近感を育むため、学校や関係機関等と連携しながら、子どもに触れ合う機会を創出していきます。
- ◆子どもの健全な育成のため、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの育成を支援する者の活動の充実、資質の向上を図るとともに、普及啓発を図っていきます。
- ◆社会全体による子ども・子育て支援の機運を醸成するため、市町村や関係団体等ネットワークを形成しながら、県民運動として展開していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(3) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援

■現状と課題

- ◆経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあり、子育て世帯の経済的負担感が高まっています。
- ◆子どもを生み育てやすい社会の構築のため、少子化の要因の一つである子育てにかかる経済的負担感を、いかに効果的に軽減していくか検討が必要です。

■今後の基本的方向性

- ◆引き続き国策の動向などを踏まえて、その拡大や新たな取組の検討等を行っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

2 幼児期の教育・保育の確保と充実

(1) 学校教育・保育の提供の確保・充実

イ 待機児童の計画的な解消

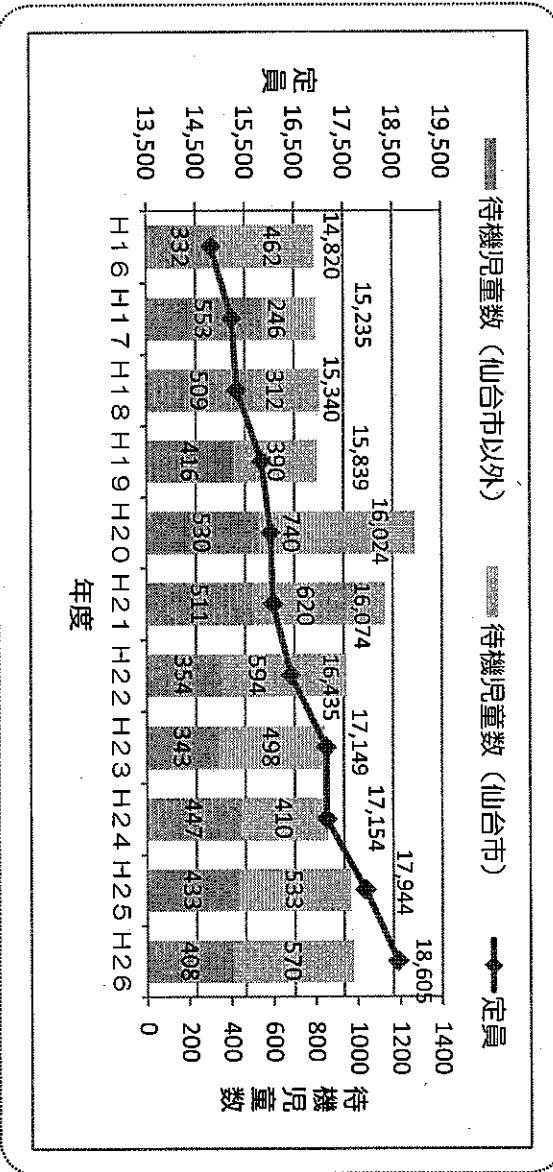
■現状と課題

- ◆都市部では、女性の就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別には3歳未満の低年齢児が多い傾向にあります。
- ◆女性の社会進出や経済的理由など、子どもが生まれても働きたいと思う人が増えてお

り、仕事と子育ての両立のためには、待機児童の解消や多様なニーズに応じた支援の充実が喫緊の課題となっています。

- ◆一方で、都市部を除く地域の一部では、少子化により入所人員が定員に満たない保育所等も存在しています。

【関連データ】



今後の基本的方針性

- ◆平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から施行する「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図っていきます。
- ◆待機児童の解消に向けては、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆待機児童は都市部が多く、面積の確保などに課題があることから、保育所の整備力が困難であり、また、3歳未満の低年齢児が多いことから、小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業での展開を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆保育所等の整備により量を拡大するとともに、質の高い保育を実施されるよう指導を行っていきます。
- ◆地域の多様なニーズに応じた教育・保育及び子ども・子育て支援を提供していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

□ 幼児期の学校教育・保育の充実

■ 現状と課題

- ◆ 幼児期の教育環境が変化する中で、公立・私立、幼稚園・保育所という垣根を越えて、県・市町村、教育・福祉が連携しながら幼児期の学校教育を推進していく必要があります。
- ◆ 本県の幼稚園児のうち、私立幼稚園に在籍する園児は8割を超えており、幼児教育の振興に重要な役割を担っており、学校運営の健全化や保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ◆ 平成18年の法施行後、認定こども園の設置は年々増加しているものの、未だ少數であり、社会全体に浸透しているとはいえない状況にあります。

■ 今後の基本的方向性

- ◆ 幼稚園教育に関する内容、運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を通じ、幼稚園教育の充実を図っていきます。
- ◆ 幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を促進するとともに、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進していきます。
- ◆ 特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組んでいきます。
- ◆ 「子ども・子育て支援新制度」施行後も施設型給付を受けない私立幼稚園に対しても、引き続き財政的支援を継続するとともに、平成28年度以降についても認定こども園や施設型給付への移行を確認していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

■ 現状と課題

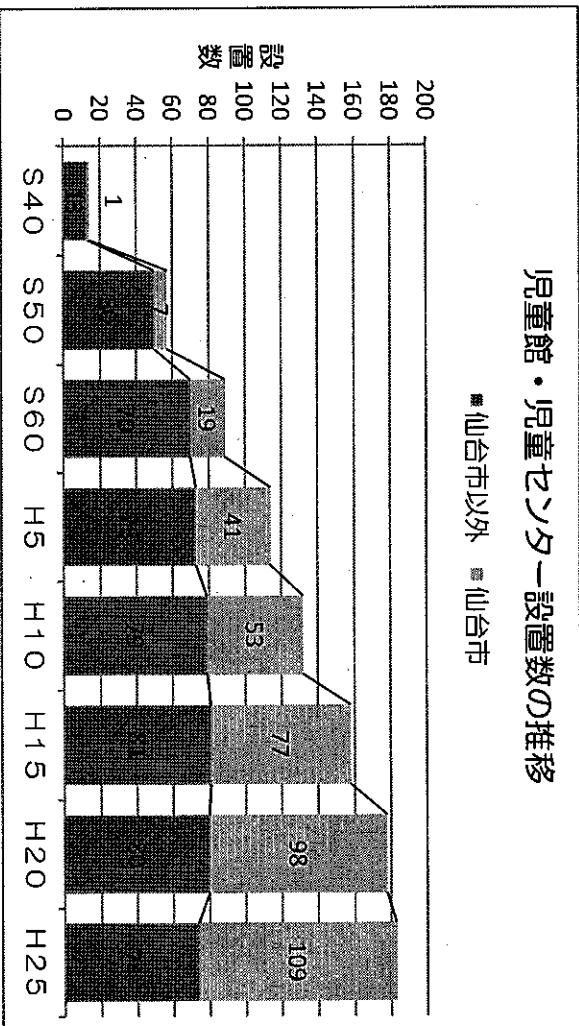
- ◆ 核家族化の進展や共働き家庭の増加等により、保護者の長時間就労や短時間就労など就労状況に応じた保育、休業日や長期休業日等の預かり、保護者の疾病等による一時的な預かりなど、子育てに関するニーズは多様化しています。
- ◆ 保育所入所待機児童の影響等により、共働き家庭等で幼稚園に通園している子どもは、通常の教育時間終了後や休業日等であっても保育を必要としています。
- ◆ 保育所を利用している子ども等が病気になつた際に利用できる病院及び保育所などにおける預かりや、保育中に体調不良となつた際の緊急対応ができる体制の整備が求め

られています。

- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から助言や協力を得ることが困難な状況になつておる、妊娠・出産から育児に関する相談・支援体制が必要となつています。

- ◆児童館、児童センターは、地域の中における子どもの健全育成のほか、親同士の繋がりを深め、子育てに対する悩みや不安を解消して親として育つために、重要な役割を果たしています。しかし、設置状況には地域差があり、未設置の市町村に対して働きかけを行っていく必要があります。

【関連データ】



今後の基本的方針性

- ◆市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業(※)を支援し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を展開するとともに、住民のニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう普及を図っていきます。
- ◆平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行後も施設型給付を受けない私立幼稚園の通常の教育時間終了後等の保育に対しては、引き続き財政的支援を継続していくきます。

(※) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊娠健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期新事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入するなどを促進するための事業

- ◆児童館等の整備について、整備率の低い地域を中心に既存施設の活用や、計画的な整備を支援していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

(3) 教育・保育に携わる人材の確保及び質の向上

■現状と課題

- ◆女性の就業率の上昇や人口集中等による保育需要の増加に伴い、待機児童が発生しており、その解消のためには、保育所等の整備だけでなく、保育士の確保が大変重要なっています。
- ◆待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められており、資質の向上を図る必要があります。
- ◆子どもを取り巻く環境が大きく変化し、ニーズが多様化する中、子どもの健やかな成長のために、成長の各段階で密接に関わる者の資質の向上が必要不可欠です。

■今後の基本的方針性

- ◆保育士の待遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援し、人材の確保に努めています。
- ◆保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援していきます。
- ◆段階に応じた研修を引き続き実施していくとともに、子どもが置かれている現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施していきます。
- ◆特に、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している人材の確保が重要であり、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年間での取得を促進していきます。
- ◆小規模保育等での保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる新たな保育資格である保育支援員の取得を促進し、質の向上を図っていきます。また、放課後児童クラブに従事する者に必要となる研修を、子ども総合センターを中心に関係機関と連携を図りながら計画的に実施していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

現状と課題

- ◆ 幼児教育は乳幼児の多くが在籍する幼稚園、保育所といつた教育現場はもちろんのこと、家庭、地域社会において幅広く行われています。
- ◆ 学びと発達の連續性を確保するという視点に立った幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続を図るためにも、小学校を含めた教育現場、地域社会、行政等が連携を密にして、一体となつた取組を進めていく必要があります。
- ◆ 幼稚園、保育所、小学校がそれぞれの校種で重視すべき保育及び教育の内容を確認しながら、より実効性のある連携、交流を図っていく必要があります。

今後の基本的方針性

- ◆ 地域社会、教育現場、行政関係者で構成する連絡組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、適切な対応と連携を図っていきます。
- ◆ 幼・保・小連携推進地区を指定して実践研究を進め、その成果を普及させることにより、幼児教育の充実を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

3 子どもの成長を支える教育の推進

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

イ 確かな学力の向上

現状と課題

- ◆ 基本的生活習慣の確立と学力の向上には深い関係があると言われており、児童生徒の生活習慣の乱れが懸念される現状から、規則正しい生活リズムを確立することが必要です。
- ◆ 親の生活習慣が子どもに与える影響は大きく、親が一緒に睡眠、食事、運動などに関する基本的生活習慣を身に付けるために、家庭や学校だけではなく、地域、企業、民間団体等が協力して取り組む必要があります。
- ◆ 児童生徒の学力向上には、指導方法、教材等の工夫による児童生徒の学習意欲の向上や、教員の指導力向上が必要です。
- ◆ 被災地では、生活環境の著しい変化により、児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習の場を必要としています。

今後の基本的方向性

- ◆学校・家庭・企業等の関係機関と連携・協力しながら、子どもの基本的生活習慣定着促進のための普及啓発活動を行うなど、子どもの生活習慣確立に向けた取組を社会全体で推進していきます。
- ◆授業力向上のための講座や実践研究、校内研修の充実等を通じて、教育内容及び方法の改善充実に取り組み、教員の指導力の向上とともに、児童生徒の志の育成による学習意欲の向上を図っていきます。
- ◆国の動向等も踏まえながら、小・中学校において学級編制の弾力化を継続し、きめ細かな教育活動の充実を図り、児童生徒の学習習慣の着実な定着や問題行動等の低減を図っていきます。
- ◆被災地では、市町村教育委員会と連携し、児童生徒の学習支援を行い、落ち着いて学習に取り組むことができる学習の場を提供するとともによりよい学習習慣を形成し、さらには、児童生徒の交流を促進することで、地域コミュニティの再生を目指して取り組んでいきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

□ 豊かな心の育成

■現状と課題

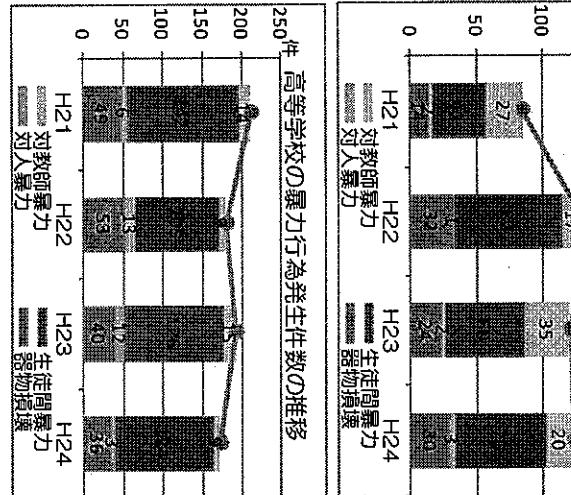
- ◆いいじめや不登校、自死が社会問題化しており、身近な相談体制の構築が必要となっています。
- ◆東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアの必要性が更に高まっており、相談体制の充実のほか、ストレスの軽減や困難を乗り越えるための多様な支援が必要となっています。
- ◆児童生徒のコミュニケーション能力が低下し、孤立化が進行する中、東日本大震災により地域とのつながりの重要性が再認識されており、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

【関連データ】

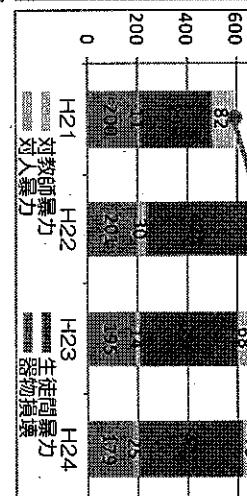
1 暴力行為発生件数の推移 (H24児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より)

| 年度 | 小学校 | | | | 中学校 | | | | 高等学校 | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | H21 | H22 | H23 | H24 | H21 | H22 | H23 | H24 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 対教師暴力 | 27 | 17 | 35 | 20 | 82 | 62 | 68 | 79 | 14 | 9 | 15 | 9 |
| 生徒間暴力 | 42 | 82 | 60 | 70 | 295 | 424 | 396 | 421 | 142 | 105 | 126 | 124 |
| 対人暴力 | 2 | 1 | 2 | 3 | 11 | 30 | 14 | 25 | 6 | 13 | 12 | 3 |
| 器物損壊 | 14 | 32 | 24 | 30 | 200 | 201 | 195 | 179 | 49 | 53 | 40 | 36 |
| 計 | 85 | 132 | 121 | 123 | 588 | 717 | 673 | 704 | 211 | 180 | 193 | 172 |

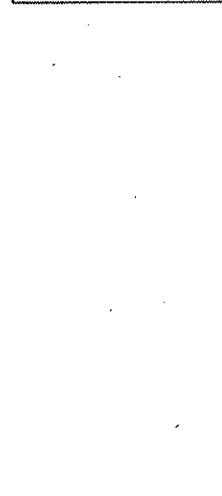
150件 小学校の暴力行為発生件数の推移



800件 中学校の暴力行為発生件数の推移



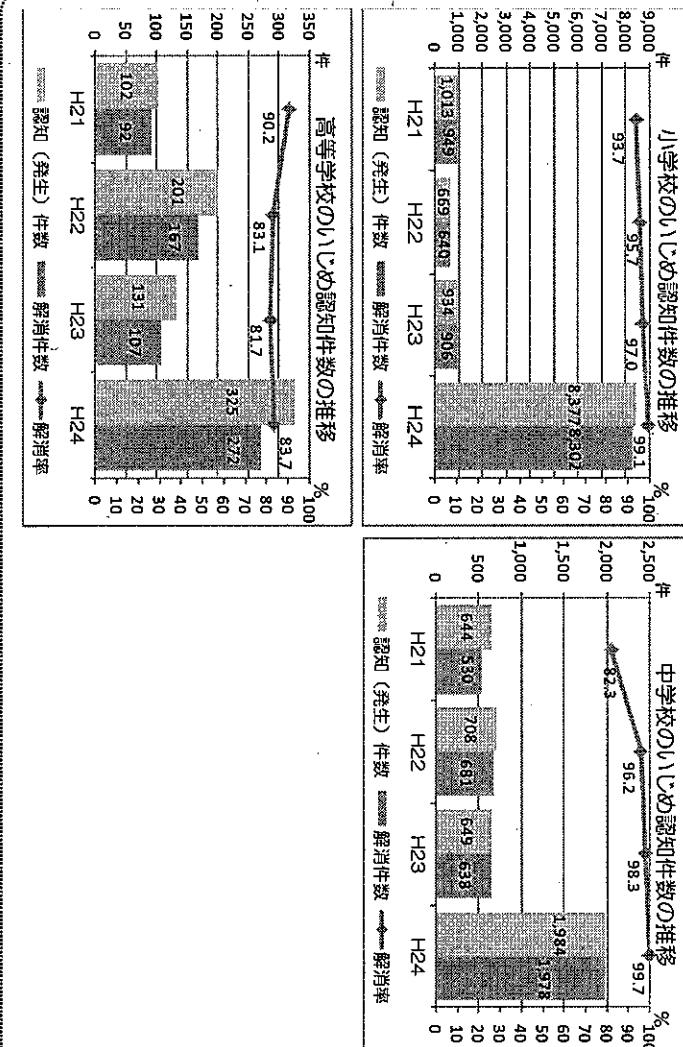
250件 高等学校の暴力行為発生件数の推移



2 いじめの認知（発生）件数の推移 (H24)児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より)

| | H21 | H22 | H23 | H24 | |
|------|-----------------|---------------|--------------|--------------|----------------|
| 小学校 | 認知（発生）件数 解消率 | 1,013 94.9 | 669 93.7 | 934 95.7 | 8,377 97.0 |
| | 認知（発生）件数 解消率 | 644 530 | 708 681 | 649 638 | 1,984 1,978 |
| 中学校 | 認知（発生）件数 解消率 | 82.3 82.3 | 96.2 96.2 | 98.3 98.3 | 99.7 99.7 |
| | 認知（発生）件数 解消率 | 102 90.2 | 201 83.1 | 131 81.7 | 325 81.7 |
| 高等学校 | 認知（発生）件数 解消率 | 92 90.2 | 167 83.1 | 107 81.7 | 272 83.7 |

※平成23年に発生したいじめ自殺事件により、教師の意識が高まり、仲たがいやけんかの後の懲戒などもいじめととらえた。また、いじめアンケートを実施し、それを受けた教育相談を行ったため、より細かな把握ができたことにより、平成24年に件数が急増している。



今後の基本的方針性

- ◆学校・家庭・関係機関等が連携したネットワークの構築や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等による相談体制の充実により、児童生徒の心のケアを支援していきます。
- ◆児童生徒の成長段階に応じて、みやぎアドベンチャープログラムや社会奉仕体験活動、自然体験活動等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え方行動できる力を育成していきます。
- ◆市町村教育委員会との連携のもと、地域における青少年ボランティアであるジユニア・リーダーの育成に努め、子どもの体験活動や地域活動の活性化を図り、社会貢献活動に対応する意欲を高めます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |

八 健やかな体の育成

現状と課題

- ◆児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っている種目が多く、長期にわたり低下している種目もあります。体力は健康維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、こうした状況は大変憂慮すべきことです。
- ◆学校では、児童生徒に積極的に身体を動かす意識を持たせるとともに、身体を動かす機会を提供し、体育の授業や運動部活動など学校教育全体の中で体力向上に取り組んでいく必要があります。
- ◆東日本大震災による生活環境の変化により、運動環境に制限のある場も多いことから、子どもたちが安心して運動できる環境の整備が求められています。

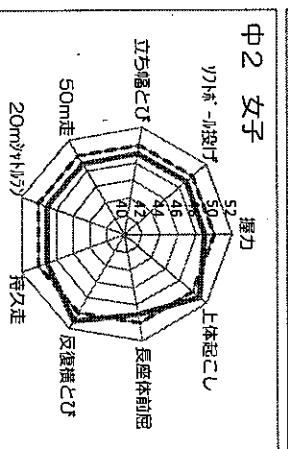
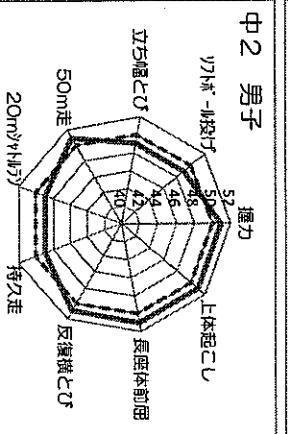
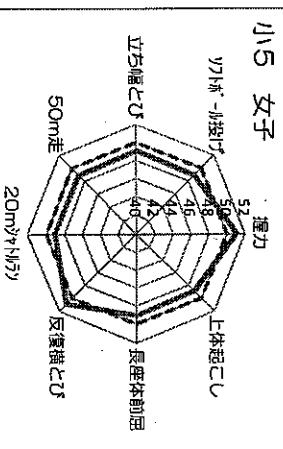
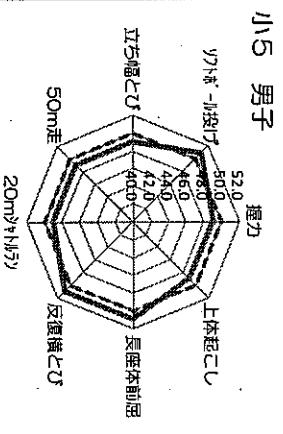
【関連データ】

| 子どもの体力・運動能力の状況(25全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果より) | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-------|---|-------|--|--------|----------------------------|-------|--------|-------------|---------------|---------------|------------|
| 学年 | 区分 | (kg) | 握力 上体起こし 立幅跳び 50m走 反復跳び 持久走 トランポ ル跳び | (回) | 長座体前屈 上体起こし 立幅跳び 50m走 反復跳び 持久走 トランポ ル跳び | (cm) | 反復跳び 持久走 トランポ ル跳び | (点) | (秒) | 50m走 (秒) | 立ち幅跳び (cm) | 立ち幅跳び (cm) | 持久走 (m) |
| 小学校 | 宮城県 | 15.55 | 19.39 | 32.83 | 41.65 | 48.84 | 9.54 | 47.91 | 23.19 | 23.56 | 15.41 | 9.38 | 152.07 |
| 小学校 | 全国 | 16.39 | 18.02 | 36.86 | 39.33 | 41.41 | * | 37.32 | 9.76 | 140.80 | 15.54 | 9.64 | 144.55 |
| 5年女子 | 宮城県 | 16.14 | 18.06 | 36.87 | 39.06 | * | 39.66 | 9.64 | 144.55 | 13.94 | 21.97 | 12.37 | 20.59 |
| 中学校 | 宮城県 | 29.48 | 27.85 | 43.56 | 51.48 | 403.94 | 82.89 | 8.02 | 192.83 | 20.59 | 29.21 | 27.58 | 43.11 |
| 2年男子 | 宮城県 | 23.58 | 23.55 | 45.04 | 45.31 | 297.95 | 54.81 | 8.91 | 162.98 | 21.01 | 23.76 | 23.03 | 45.12 |
| 2年女子 | 全国 | 23.76 | 23.03 | 45.12 | 45.27 | 292.71 | 57.20 | 8.88 | 166.18 | 12.97 | 23.76 | 23.03 | 45.12 |

(■ ■ ■ ■ 全国 ■ ■ ■ ■ 宮城県)

全国平均値を「50」とし、宮城県平均値を「スコアで示したレーダーチャート

※50を上回っていると全国平均値より優れている、50を下回っていると全国平均値より劣っていることを表しています。



今後の基本的方針性

- ◆国や関係機関の主催する研修への教職員の派遣や、市町村教育委員会と連携した実践研究等を通じて、小・中・高等学校の体育・保健体育指導者の資質向上に努め、学校体育の充実とともに、県内学校への普及を図っていきます。
- ◆小学校体育主任等を対象とした研修等の実施により、児童生徒の体力・運動能力の現状や向上策への理解・周知を徹底し、教職員の体力・運動能力向上に向けた意識の高揚を図っていきます。
- ◆東日本大震災により被災した学校や仮設校舎の建設により運動する環境に制限がある学校では、学校の復旧とともに運動できる環境の整備や、狭い場所でも可能な運動例の紹介など、運動機会の創出を支援していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

二 子ども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進

■現状と課題

- ◆小学校から高等学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す必要があります。
- ◆児童生徒が社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てる必要があります。

■今後の基本的方向性

- ◆児童生徒が自分自身の適正の理解を進め、社会における役割を主体的に選択する過程において、夢と志を持ちながら人間としての在り方・生き方を探求していくことを支援します。
- ◆将来、社会人としてどのような役割を果たすべきかという観点を軸に、自らの個性を理解し、志を持って主体的に進路を選択する能力・態度を育成し、東日本大震災からの復興・再建に力を発揮できる人づくりを進めています。
- ◆生徒に対して、企業や様々な分野の第一人者の講話、グループワーク及び意見発表など、より高いレベルで知識経験を習得できる機会を提供することで、東日本大震災からの復興を担う次代のリーダーを育成していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |

ホ 信頼される学校づくり

現状と課題

- ◆各学校では、自己評価の実施と公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられているほか、学校関係者評価も努力義務化されており、外部の意見を取り入れた評価が必要とされています。
- ◆学校評価をより実質的な効果の上がる評価サイクルとするため、学校評議員の活用が重要となっています。
- ◆指導力不足等教員に対しては、学校長及び市町村教育委員会教育長の的確な理解、適切な運用のひとつ、資質能力の向上を図る必要があるとともに、事前の適正な評価と指導などにより、指導力不足等教員を生み出さないようにする必要があります。
- ◆児童生徒の安全確保のため、学校防災マニュアルを基にした実践的な避難訓練を実施し、検討・改善を図ることが必要です。また、発達段階に応じた防災教育を推進するため、防災教育副読本を活用した実践例をもとにカリキュラム（年度計画）の作成が必要です。

今後の基本的方向性

- ◆各学校が自らの教育活動、学校運営等について、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校における改善サイクルを定着させ、学校の教育水準の向上を図っていきます。
- ◆学校評価をより実効性の高いものにするため、学校評議員に関する研修会を実施するとともに、学校評議員の活動に対し支援していきます。
- ◆指導力不足等教員に対する長期特別研修を引き続き実施し、資質能力の向上を図るなど、児童生徒が安心して豊かに学習できる環境の確保に努めます。
- ◆学校安全教育指導者への研修等により教職員の資質向上を図るとともに、スクールガードの養成講習を実施し、学校や周辺を見守りする地域の学校安全ボランティアを養成し、児童生徒の安全を確保していきます。
- ◆学校と地域が連携した防災教育を推進とともに、「児童生徒などの災害に対応する力と心を高めるため、東日本大震災の教訓を語り継ぎ、「みやぎ学校安全基本指針」を基にした防災教育副読本による授業を実践し、防災教育のモデルをつくっていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ヘ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■ 現状と課題

- ◆情報社会がもたらす影の部分として様々な問題が発生しており、正しく活用する力の育成により、被害を未然に防止することが必要となっています。
- ◆特に、スマートフォンの急速な普及に伴い、インターネットを通じて、子どもが犯罪や被害に巻き込まれる危険が増えています。また、インターネット上の掲示板への書き込みやメールによるいじめ等が原因で、命に関わる事件が発生するなど、ネット利用の在り方が大きな社会問題になっています。
- ◆各地域で実施している環境浄化モニターなどによる有害な興行・図書類・特定がん異類等の実態調査について、立入調査の方法や指導内容の統一を図っていく必要があります。

■ 今後の基本的方針性

- ◆児童生徒を有害情報から守る取組として、地域・学校・家庭における情報モラル教育の一層の推進を図ることが必要であることから、教員の指導力向上を更に推進していきます。
- ◆インターネットやスマートフォン等の利用における情報モラルの普及・啓発を行うとともに、いじめ問題の新たな温床となっている学校裏サイトの検索・監視等を実施し、児童生徒のネット被害を未然に防止していきます。
- ◆環境浄化モニターに対する定期的な研修会により、実態調査要領や指導における着眼点などを伝えるとともに、更なるマニュアル作成等により、立入調査や指導内容の統一を図り、実効性のあるモニター活動を推進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(2) 家庭や地域の教育力の向上

イ 家庭教育への支援の充実

■ 現状と課題

- ◆核家族化と少子化の中で子育てをしている家庭の親などによって、子育ての孤立化や育児不安の解消、虐待予防の観点から、気軽に集い、育児相談や支援を受けることができる場が必要となっています。
- ◆東日本大震災により、子どもを育てる環境が損なわれているため、家庭・地域・学校

が相互に連携し合いながら、子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

【今後の基本的方針性】

- ◆家庭・地域・学校が連携・協働していくための人材の養成や、普及・啓発等により、地域全体で子どもを育てる体制を整備していきます。
- ◆東日本大震災により被災した地域では、子育ての孤立化や育児不安が増大していることから、市町村と連携しながら、学びを通じた地域のコミュニティの再形成を促進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

□ 地域の教育力の向上

【現状と課題】

- ◆小学校の放課後児童の安全・安心な活動拠点の確保とともに、活動を支援する人材の確保、資質の向上が必要となっています。
- ◆東日本大震災により、子どもを育てる環境が損なわれているため、家庭・地域・学校が相互に連携し合いながら、子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

【今後の基本的方針性】

- ◆市町村と連携しながら、子どもが安全・安心で活動できる放課後子ども教室を実施していきます。また、それに関わる指導者に対して安全管理方策や子どもの接し方、活動プログラムの企画等の研修を実施し、資質の向上を図っていきます。
- ◆地域住民の参加を得ながら学習活動、体験活動を推進することにより、地域の教育力の向上や地域の活性化を図ります。また、被災した地域においては、これらを通じて、地域コミュニティの再形成を促進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(3) 特別支援教育の充実

イ 共に学ぶ教育の推進

■ 現状と課題

- ◆ユネスコのサラマンカ宣言（※）では、障害の有無によらず、すべての子どもを対象として特別な教育的ニーズに応じた教育を行うことを原則とするべきとの考え方が示され、我が国の特別支援教育の在り方にも影響を与えていきます。

（※）サラマンカ宣言：1994年6月にスペインに92か国の政府と25の国際組織の代表者が集まり、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開催され、その中で採択された特別なニーズ教育に関する宣言

- ◆障害が重くても地域の小・中学校で学ばせたいという保護者かいる一方で、特別支援学校で学ばせたいという保護者もあり、学校教育に対するニーズが多様化しています。障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、早期からの教育相談・支援、就学指導の充実を図ることが求められています。
- ◆通常の学級における発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）及び高機能自閉症など）の児童生徒のための教育的支援の必要性が高まっています。
- ◆発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するためには、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学・親の会・NPO等の関係機関からなる地域のネットワーク構築が必要です。

■ 今後の基本的方向性

- ◆本人や保護者の希望を尊重し、子どもが地域の小・中学校で共に学ぶことができる教育環境の整備を目指し、特別支援学校に在籍する小・中学校的児童生徒が居住する地域の小・中学校で交流及び共同学習ができる環境づくりを更に進めていきます。
- ◆各市町村における連携協議会等を通じて、教育・医療・保健等関係機関と連携した支援体制を構築し、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めています。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

□ 教職員の専門性や資質の向上策への支援及び協力

■ 現状と課題

- ◆特別支援学校が、関係機関との連携協力の体制整備や校内支援体制の充実を図るために、特別支援教育コーディネーターの役割がますます重要になっています。
- ◆教職員の専門性を向上させるため、福祉に関する研修会や講演会への参加を促進するなど、一層の連携を図る必要があります。

今後の基本的方針性

- ◆各種研修の充実等により、コーディネーターの養成や教職員の資質の向上を図り、障害のある児童生徒に対する学校内支援体制を充実していきます。
- ◆特別支援教育研修充実事業において、対象を小中学校の教師から、新たに高等学校の教師を加えることにしました。
- ◆免許法認定講習を引き続き実施し、実態調査による教職員のニーズを踏まえながら免許状の取得に向けた機会を提供し、教職員の特別支援教育に関する専門性等の向上を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ハ 障害のある児童生徒への教育的支援及び保護者などへの相談支援

現状と課題

- ◆障害のある児童生徒及びその家族に寄り添いながら、地域での自立した生活に向けた多様なニーズへの対応が求められています。
- ◆在宅の重症心身障害児などの地域生活を支えるため、身近な地域での療育の機会の一層の確保及び充実が必要です。
- ◆障害の重度及び重複化に伴い、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校内における医療的ケアの実施体制の整備が必要です。

今後の基本的方針性

- ◆身近などところで療育相談・指導が受けられるよう、市町村が実施する障害者相談支援事業等との連携や関係機関とのネットワークの構築を通じて、相談支援体制の充実を図っていきます。
- ◆特別支援学校において、引き続き看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導を踏まえながら、教職員が看護師と連携し、経営栄養等の医療的ケアを実施する体制を整備し、児童生徒の学習環境を確保していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |

(4) 次代の親の育成

現状と課題

- ◆福祉の心を持つ人づくりには、児童生徒の人格形成の一環として、あらゆる教育活動や地域活動に福祉教育を連携させていくことが求められています。そのため、教育関係者や地域住民の福祉への理解及び認識を一層深めていく必要があります。
- ◆若年者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にいる機会が少ない中で育つており、赤ちゃんと触れ合う経験も乏しく、親になる意識が低い状況にあります。
- ◆若年者の失業率が他年代と比較して高い現状を踏まえて、将来親となる若年層の就職問題が喫緊の課題となっており、若年者の職業能力の向上や就職先の確保を図る必要があります。

今後の基本的方針性

- ◆地域の特性に応じた福祉教育活動を、あらゆる年代や職種の地域住民の参画のもと実践することにより、子どもを核とした新たな地域づくりを進めていきます。
- ◆児童生徒の成長段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。
- ◆高校生を対象とした親としての成長や子育てについての体験学習を通じて、親になることへの意識啓発を図っていきます。
- ◆企業や学校などと連携しながら、フリーターなど若年求職者を対象としたセミナーーやキャリアカウンセリング、職業紹介などをを行い、若年者の就業を支援していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

4 子どもと親の健康の確保と増進

(1) 妊娠・出産期の支援の充実

イ 妊娠・出産期の医療体制の充実

現状と課題

- ◆不妊等に悩む夫婦等が、必要な情報を適切に得ることが出来るよう、相談体制を充実させていく必要があります。また、不妊治療を受けている夫婦にとって、高額の医療費を要する不妊治療は、大きな経済的負担になっています。
- ◆医療の進歩や医学的技術の向上に伴い、NICU等長期入院児が増加し、県内周産期母子医療センターのNICU等が慢性的に満床状態となっており、新たな受入が困難となっています。
- ◆妊娠健診を受診していない妊婦からの搬送依頼の際に、かかりつけ医がないために搬送先決定までに時間を要すなど、搬送が困難な例があります。
- ◆少ない医療資源で効果的な周産期医療提供体制を実現するためには、ICTによるデータの共有化の推進のほか、小児在宅医療連携体制の構築、NICU等長期入院児の在宅移行支援等に取り組む必要があります。

今後の基本的方向性

- ◆不妊・不育に関する相談・指導や不妊治療等に関する情報を提供し、不妊等に悩む夫婦等に対して支援していくとともに、体外受精及び顎離授精に要する費用の助成など、経済的な負担を軽減していきます。また、申請状況や治療の状況の推移など、状況を分析しながら不妊治療対策の充実を図っていきます。
- ◆妊娠の届出から出産までの各種情報を関係機関間での共有が可能なとなるシステムを構築・運営し、ICT化を図ることで、より安全・安心な妊娠・出産が可能な環境を整備していきます。
- ◆救急医療を必要とする妊娠の病状に応じ、搬送先の調整確保を行うコーディネーターを配置することにより、医療機関に迅速に搬送される体制を継続していきます。
- ◆NICU等長期入院児が円滑に在宅療養まで移行できるよう、児を取り巻く関係者間の連携体制の構築を推進していきます。
- ◆限られた医療資源の集約化や重点化を通じて医療体制の確保を図るため、産科セミオーフンシステムの活用、助産師外来の活性化等にも取り組んでいきます。

【推進する主要な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |

□ 子どもや親に対する相談などの支援の充実

現状と課題

- ◆出産後の母親は、身体的にも精神的にも不安定です。育児不安を抱えやすく、産後うつ病を発症することもあります。このことが乳幼児虐待の一因にもなっています。
- ◆望まない妊娠や経済的な問題から妊娠健診を受診しない妊婦が存在し、産まれてくる子どもへの影響が問題となっています。
- ◆DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数が増加傾向にあり、被害者を支援し

自立を促進するとともに、被害を防止していく必要があります。

- ◆乳幼児健診では、発達障害に関する相談件数が多く、教育分野との連携による対応が必要となっているほか、乳幼児のむし歯保有率が全国的にも高い状況となっており、乳幼児期の精神発達に関する支援に加えて、歯科保健に重点的に取り組む必要があります。

今後の基本的方針性

- ◆市町村や関係機関と連携しながら、母子保健担当者等を対象とした親支援や虐待予防のための研修等の実施により職員の資質向上を図るとともに、地域における親支援体制の強化を図ります。また、今後親になる世代へ健康教育等を実施し、妊娠・出産・育児の正しい知識の涵養や意識の啓発を推進していきます。
- ◆痛ましい虐待への対応を積極的に行い、尊い子どもの命が奪わることのないよう、福祉、医療、教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。
- ◆DV被害者を対象とした電話相談や専門職による相談、支援者に対する研修や被害者のグループワーク等を実施していくとともに、学校等への講師の派遣やリーフレット等による予防啓発を図っていきます。
- ◆発達障害の疑われる乳幼児をもつ家庭に対し、生後早期の親支援を推進するほか、妊娠中からの早期支援にも取り組んでいきます。また、乳幼児のむし歯予防についても関係機関と連携しながら対応していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ハ 市町村等における予防接種等の確実な実施のための支援

現状と課題

- ◆定期予防接種のうち、BCG等の接種は主に市町村が集団接種により行っているため、対象者の健康状態不良などにより、市町村が決めた接種日に接種できない場合があり、接種の機会を逸する子どもがいます。
- ◆全ての子どもへの予防接種等の確実な実施のためには、市町村や県医師会との連携のほか、保護者の意識啓発が必要です。

今後の基本的方針性

- ◆定期予防接種の確実な実施に向け、予防接種実施主体である市町村に対し、予防接種実施計画の策定の推進及び未接種者の把握・接種勧奨のための予防接種台帳の整備促進により、接種勧奨の体制強化に努めています。
- ◆保護者に対する感染症予防の普及啓発や予防接種の広報・周知や、教育・児童福祉施設関係者向け研修会の開催により、確実な採取の実施に向けて取り組んでいきます。

[推進する主な事業]

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(2) 小児医療の充実

現状と課題

- ◆仙台市内では、土曜・休日の夜間の小児科病院群輪番制が実施されているほか、休日夜間急患センターなどで休日及び夜間の小児初期救急医療が提供されていますが、仙台市以外の地域の小児初期救急医療体制の整備が課題となっています。
- ◆乳幼児医療費の助成は全市町村で実施されており、県は市町村への補助を行っています。また、母子及び父子家庭に対しても医療費の助成を行うことにより、適切な受診機会の確保を図っています。
- ◆小児慢性疾患のうち、特定の疾患（11疾患群514疾病）に罹っている児童等を対象に医療費助成を行い、その治療と普及及び患者家族の経済的負担の軽減を図っていますが、認定基準の緩和や対象疾患の拡大など、一層の充実を図ることが必要です。
- ◆事業の対象が18歳未満の児童であり、引き続き治療が必要と認められた場合でも20歳到達までとなつております。特定疾患と重複する15疾患以外は、成人後、医療費助成が受けられない状況にあります。
- ◆法改正等による平成27年1月1日からの新たな医療費助成制度の実施に伴い、対象疾病の拡大が見込まれています。難病患者の医療費助成にかかる対象疾患は、現行の56疾患から約300疾患に拡大される見込みとなつてあり、成人後も医療費助成が継続する者が増えることが期待されるところです。しかし、なお、助成対象外の疾患も多く残ることが予想されることから、更なる支援の拡充が望されます。

今後の基本的方向性

- ◆小児救急医療に関する医師の確保や相談支援体制の充実、普及・啓発を図りながら、一層の小児救急医療体制の整備を進めています。
- ◆今後も乳幼児医療費及び母子父子家庭医療費の助成を継続して実施していくとともに、消費税率引き上げによる社会保障の充実等の動向を踏まえながら、取組の拡大や新たな取組の実施を検討していきます。
- ◆成人後も年齢に関わらず必要な治療が受けられるよう難病患者に対する医療費助成制度の拡充について、国に対して、機会を捉えて要望していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(3) 食育の推進

■現状と課題

- ◆食生活は、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、大きく変化してきており、不規則な食事、栄養バランスの偏り、肥満や生活習慣病の増加など、様々な問題が指摘されています。
- ◆県民の食育に対する認知度、関心度は年々高まっており、“周知”から“実践”に向けた普及啓発が必要となっています。
- ◆学校での給食及び食に関する指導においては、関係部局との連携により、地域食材の利用拡大や食に関する指導の充実をより一層図っていく必要があります。
- ◆県産食材の利用拡大に向けた需要と供給の情報の共有化やマッチングを支援してきましたが、需要者である学校給食調理場では、県産食材の利用の意向が高まっているものの、加工が施されていない地場産野菜は、下処理に時間を要することなどにより利用しにくいという指摘を受けています。
- ◆本県では、肥満傾向児の出現率が高いことや、子どもの平均むし歯本数が全国的に見て低水準であることなどから、食習慣についての保護者の理解や関心を深め実践するよう積極的に情報提供していく必要があります。
- ◆地域において生活に根ざした食育をさらに推進していくためには、食文化の専門家、消費者団体、生産者団体、食品産業関係者など、多分野・多領域にわたって食育を推進していくためのネットワークの充実が必要です。

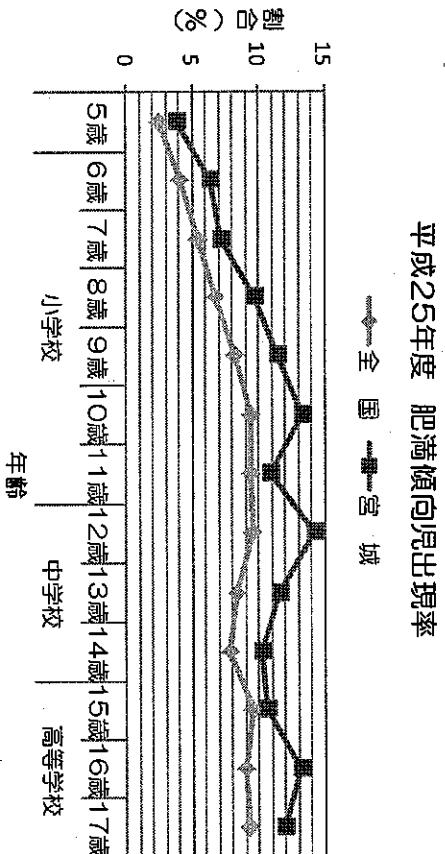
【関連データ】

1 肥満傾向児出現率の全国との比較 単位(%)

| 区分 | 幼稚園 | | 小学校 | | | | | |
|----|------|------|------|------|-------|-------|-------|--|
| | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | |
| 全国 | 2.43 | 4.05 | 5.42 | 6.80 | 8.26 | 9.47 | 9.37 | |
| 宮城 | 3.82 | 6.39 | 7.11 | 9.63 | 11.42 | 13.29 | 10.92 | |

| 区分 | 中学校 | | | | | | 高等学校 | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--|
| | 12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | | |
| 全国 | 9.62 | 8.42 | 7.85 | 9.58 | 9.07 | 9.35 | | |
| 宮城 | 14.20 | 11.53 | 10.27 | 10.67 | 13.20 | 11.97 | | |

文部科学省
学校保健統計調査より



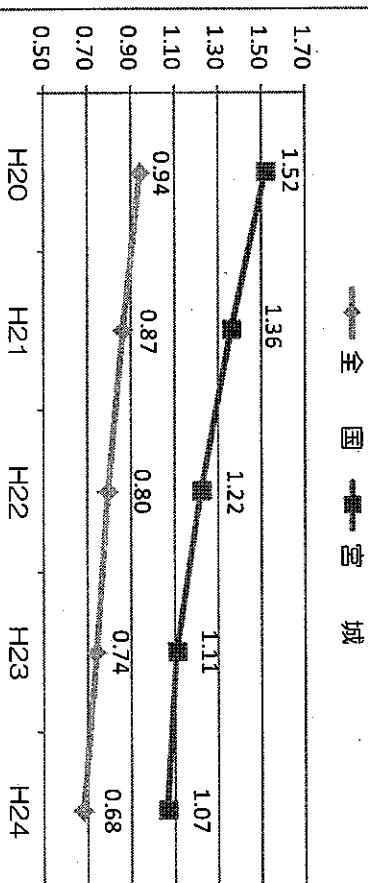
2 3歳児の1人平均むし歯数の全国との比較

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----|------|------|------|------|------|
| 全国 | 0.94 | 0.87 | 0.80 | 0.74 | 0.68 |
| 宮城 | 1.52 | 1.36 | 1.22 | 1.11 | 1.07 |

厚生労働省 3歳児歯科健康診査より

平成22年度の宮城の値は、女川町・南三陸町を除いている。

3歳児の1人平均むし歯数



今後の基本的方針性

- ◆子どもの食育について、家庭や学校・保育所等関係団体が果たす役割を、シンポジウムの開催や各種イベントでのパネル展示等を通じて普及啓発を図り、県民一人一人の

意識の高揚と機運の醸成を図っていきます。

- ◆作物を育て、調理して、食べる等の体験を通じて食べる楽しさを実感する食育を推進するとともに、地産地消等を通じて、食と環境との調和に関心を高める取り組みを推進していきます。

◆文部科学省等が主催する学校給食に関する研修会等に栄養教諭等を派遣し、食に関する指導や学校給食の充実を図るとともに、給食実施校の巡回指導を実施していきます。

◆学校給食へ県産食材を利用しやすい形で提供できるよう、大豆やジャガイモなどの県産食材を原料とした一次加工品による新たな給食食材を試作するとともに、それらの評価を行い、今後の利用拡大につなげていきます。

◆教育の取り組みを効果的に進めるため、行政だけでなく、家庭・学校・保育所、関係団体等が連携・協力し、県民運動として一人一人が主役となって取り組むための体制づくりを推進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(4) 思春期保健対策の充実

イ 性に関する効果的な教育・啓発の推進

【現状と課題】

- ◆性情報が氾濫し、性行動に関連した健康上のリスク（性感染症や望まない妊娠等）にさらされている現状があります。次世代の健康づくりに直結する重要な課題であり、各機関単独での取組では限界があるため、教育・保健・医療・福祉の連携による支援体制を整備する必要があります。
- ◆性に関する指導は、希望する公立学校に専門家を派遣し、学校における指導の支援を図るとともに、性教育指導者に対する研修を実施していますが、性行動の低年齢化や若年層の性感染症の感染者数が増加している現状に対応するため、より一層指導の充実を図る必要があります。

【今後の基本的方針】

- ◆思春期の子どもに对して、性に関する正しい情報を効果的に提供していくことが重要であることから、学校での出前講座の実施等について、市町村やNPO等関係機関と連携しながら進めています。
- ◆教職員、保健福祉部局関係者、助産師等の性教育指導者による普及・啓発を進めていくとともに、性同一性障害を抱える児童生徒への対応など、新たな課題に対する研修への見直しを検討していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

□ 喫煙や薬物等に関する教育

■ 現状と課題

- ◆ 本県における少年の薬物事犯の検挙人数は減少傾向にあるものの、薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない有職・無職少年が高い割合を占めています。
- ◆ 近年、爆発的に流行した違法ドラッグは、県内でも販売店が確認されており、健康被害も散見されるなど、新たな乱用物質として注視していく必要があります。
- ◆ 小・中学校・高等学校での薬物乱用防止教室の開催率は、東日本大震災による影響もあり、全国でも低水準となっております。
- ◆ 小・中学校・高等学校の児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物乱用防止については、家庭、地域及び学校の連携が不可欠であり、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

■ 今後の基本的方針性

- ◆ 小・中学生・高校生を対象とした県民参加型の薬物乱用に関する啓発事業を引き続き実施し、問題意識を高めていきます。
- ◆ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚せい剤乱用防止運動等を実施し、行政機関、ボランティア団体等が連携しながら、家庭や地域における啓発活動を展開していきます。特に有職・無職少年に對して重点的に普及啓発を図っていきます。
- ◆ 学校での薬物乱用防止教室の開催率の向上を図るとともに、保護者の積極的な参加も促進していきます。そのためにも、講師派遣の要望に応えられるよう関係職員の資質向上及び体制整備を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

(1) 心の問題を抱える子どもへの対策

現状と課題

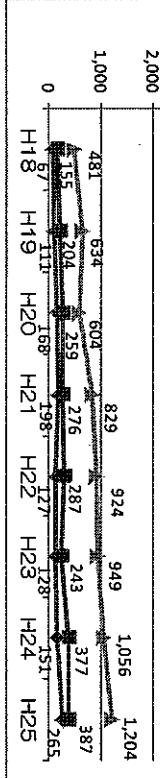
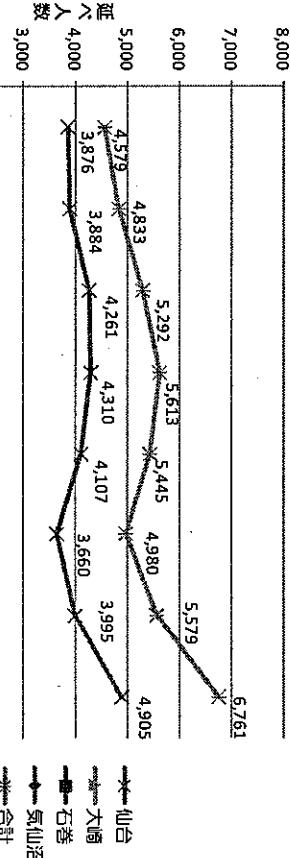
- ◆子どもをめぐる問題が多様化・複雑化し、心の問題を抱える子どもが増加しています。不登校や問題行動のある子どもたちとその保護者への対応の必要性が高まっています。
- ◆特に、東日本大震災で被災した子どもたちとその保護者は、家庭環境や生活環境が大きく変化しており、心のケアの必要性が更に高まっており、相談体制の充実のほか、ストレスの軽減や困難を乗り越えるための多様な支援が必要となっています。
- ◆子どもデイケア事業は、更なる利用促進を図るとともに、仙台市以外の地域から通所する子どもの負担の軽減に向けて検討が必要です。また、他の支援についても、県内全域で同レベルのサービスを提供することが必要です。
- ◆不登校児童生徒数の推移を見ると、小学校では平成21年度から増加し、中学校では平成23年度まで減少傾向でしたが、平成24年度は増加に転じました。全国的には減少傾向となっている中、本県で増加していることについては、危機感をもって受け止める必要があります。
- ◆保護者による虐待や無気力、学業の不振など、個々の児童生徒が不登校となる要因やきっかけは様々です。特に、津波被害による家庭環境・経済状況の変化や肉親等を亡したことによる精神的ななものなど、東日本大震災の影響は幅広く見られます。
- ◆学校だけでなく、けやき教室にも通えない不登校の子どもとその家族をどのように支援していくかということが課題となっています。

【関連データ】

子どもメンタルクリニック受診者数の推移

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 仙台 | 3,876 | 3,884 | 4,261 | 4,310 | 4,107 | 3,660 | 3,995 | 4,905 |
| 大崎 | 481 | 634 | 604 | 829 | 924 | 949 | 1,056 | 1,204 |
| 石巻 | 155 | 204 | 259 | 276 | 287 | 243 | 377 | 387 |
| 気仙沼 | 67 | 111 | 168 | 198 | 127 | 128 | 151 | 265 |
| 合計 | 4,579 | 4,833 | 5,292 | 5,613 | 5,445 | 4,980 | 5,579 | 6,761 |

子どもメンタルクリニック延べ受診者数の推移



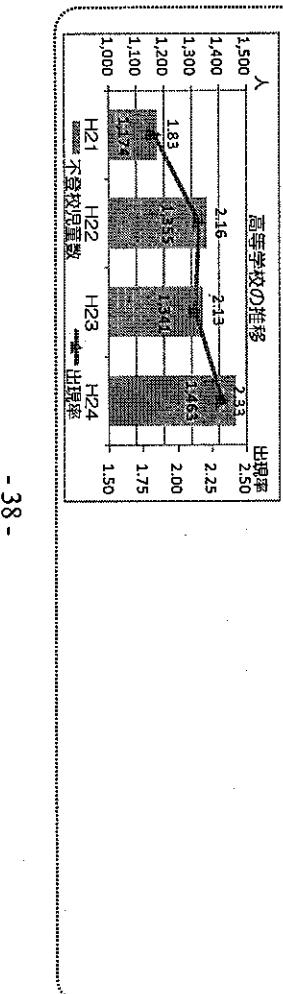
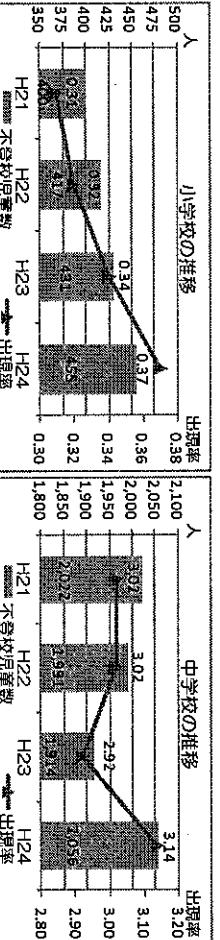
今後の基本的方針性

- ◆心の問題を抱える子どもやその保護者、関係者に対して、引き続き児童精神科医による専門的・多面的な支援を充実していくとともに、サービスの地域格差の改善や診療の質の向上を目指し、診療所の体制充実や関係機関との連携を図っていきます。
- ◆被災した子どもやその保護者等に対しては、独立行政法人宮城県立病院機構・市町村・学校等関係機関と連携しながら、医療的ケアを含めた心のケアに関する幅広い支援を実施していきます。
- ◆子どもディケア事業の機能、役割及び実施形態について、より利用者のニーズに即したものとするよう検討していきます。
- ◆不登校を生まない取組として、未然防止に向けた温かな学級づくりや分かる授業づくりなど「魅力的な学校づくり」を進めるとともに、休み始める前の予見と休み始めたときの「初期対応」に力を入れていきます。
- ◆再登校に向けた取組として、学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校対応担当を明確に位置付け、スクールカウンセラーや関係機関等との連携や、保健室や相談室等の環境・条件整備、教職員の資質向上等により「自立支援」を図っていきます。
- ◆福祉・教育の連携により、不登校児童等への支援体制を強化していきます。

【関連データ】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【関連データ】



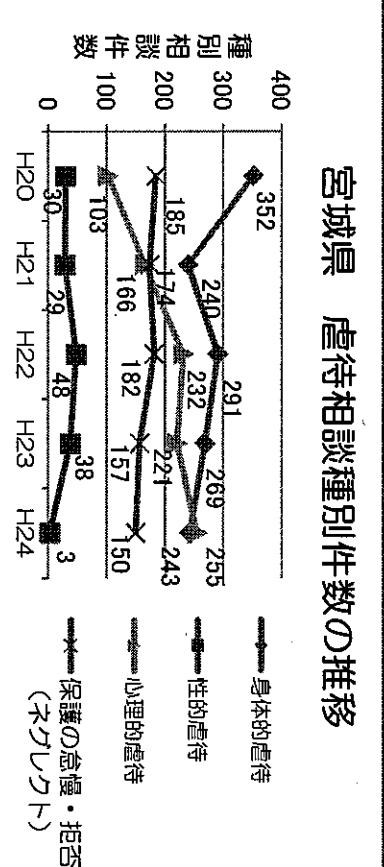
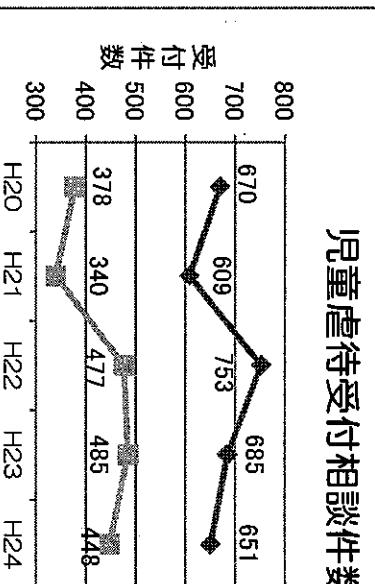
(2) 児童虐待防止対策の充実

イ 関係機関の協力体制の構築

現状と課題

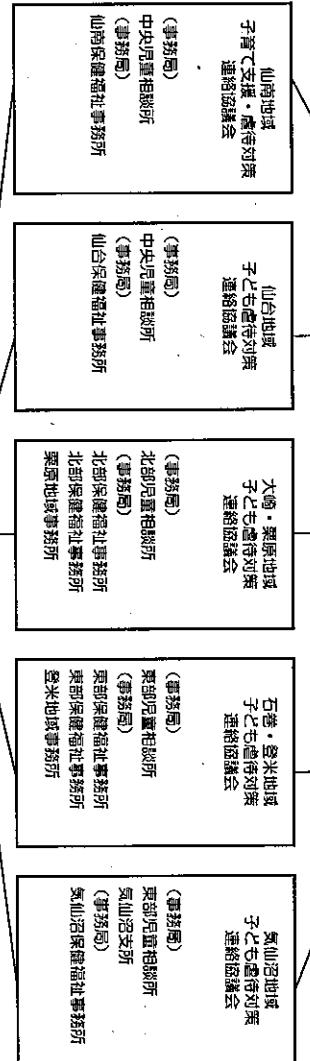
- ◆各種の児童虐待防止対策を講じているものの、県内の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は増加傾向にあり、依然として多くの児童虐待が発生しています。
- ◆各市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、市町村において取組には差があり、真に効果的なものとするよう働きかけが必要です。

【関連データ】



児童虐待防止・対応・対策ネットワーク組織図

宮城県子ども虐待対策連絡協議会
(事務局：子育て支援課)
総合的な調整・監視に関する情報の提供及び対策を検討



要保護児童対策地域協議会
県内市町村数 34 うち設置済 34 (100.0%)
公示済 34 (100.0%)

<設置済市町村>

石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、美田町、岩崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

H24. 4. 1現在

今後の基本的方向性

- ◆児童相談所を児童虐待防止対策推進の核として、特にその予防対策に重点を置いて推進していくとともに、様々な理由により保護を要する子どもたちを支援します。
- ◆要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めています。
- ◆痛ましい児童虐待への対応を積極的に行い、尊い子どもの命が奪われることのないよう、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

現状と課題

- ◆地域子ども虐待対策連絡協議会において、市町村との連絡会議、情報交換、事例検討会を実施するとともに、子ども総合センター附属診療所等で関わっているケースについては、母子保健活動を通じて市町村との連携を図っているほか、各保健福祉事務所

と協働で各市町村を対象とした事例検討会や研修を実施しています。

- ◆子育ての支援と孤立化を防止するため、乳児のいるすべての家庭への訪問を全市町村で取り組んでいます。

- ◆平成19年度の児童福祉法改正に伴い、児童相談所による立入調査権等の権限が強化されたことから、より強力な市町村の後方支援が行えるようになっています。

【今後の基本的方針】

- ◆ネットワークの活用を図りながら、情報連絡会などを実施し、引き続き市町村との連携を図っていくほか、児童相談所の専門的事例対応や市町村支援機能の充実を図っていきます。
- ◆児童相談所において、親族も交えて援助方針を話し合う場を設け、親子再統合への取組を推進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

ハ 専門性向上のための取組の推進

【現状と課題】

- ◆虐待予防及び早期発見に向けた保健師等の専門性向上のための研修を実施していますが、虐待防止における市町村の役割が期待されており、更なる専門性の向上が必要です。
- ◆市町村の体制については、市には家庭児童相談室が設置され、相談体制はある程度確保されていますが、町村職員に対して相談のノウハウを含めたより具体的な実践研修が必要です。
- ◆職種による研修が主であり、その職種が専門性を高め、スーパーバイズ機能を果たすという効果は期待できる一方で、実際に虐待の発見・対応の最前線にいる保育士、幼稚園や学校の教諭間の虐待に対する共通理解が進まないことも課題となっています。

【今後の基本的方針】

- ◆虐待防止についての地域における体制づくりが進んできており、その中でケースに基づいた研修などを実施し、一層の活動の充実を図っていくとともに、職種別の基礎又は専門研修とは別に、地域での複数の関係職種による集団的な対応を可能にする実務的な研修実施も検討していきます。また、母子保健担当者等を対象とした親支援や虐待予防のための研修等の実施により職員の資質向上を図るとともに、地域における親支援体制の強化を図ります。
- ◆児童相談所等は、一義的な相談機能を担う市町村に対して、技術的な支援も含めた後方支援をより一層強化していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

二 児童虐待による重大事例の検証による再発防止

【現状と課題】

- ◆県が設置する社会福祉審議会において、虐待による児童死亡事例などの検証作業を行い、有識者による審議を経て、事例の検証結果及び再発防止策のための提言を報告書にまとめています。
- ◆虐待による児童死亡事例などの再発防止のためには、報告書により提言された内容を、児童虐待の最前線にいる支援者のみならず、県・市町村を含めた支援機関全てが共通理解を持ち、実行していく必要があります。

【今後の基本的方針性】

- ◆市町村に設置された要保護児童対策地域協議会において、当該報告書に基づいた研修会などを実施することにより、虐待による児童死亡事例の再発防止に努めていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(3) 社会的養護体制の充実

イ 家庭的養護の推進

【現状と課題】

- ◆さまざまな理由により、保護を要する子どもに対応するため、施設としての児童養護施設や、制度としての里親制度があります。
- ◆東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯については、親族里親又は養育里親として認定し、経済的支援を行っていますが、今後も里親に対して、継続的にさまざまな支援をしていく必要があります。

- ◆子どもの健やかな成長には、家庭的な雰囲気の中での養育が大切であり、里親の下で養育されるのが望ましいですが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にあります。

【今後の基本的方向性】

- ◆保護をする子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していきます。
- ◆東日本大震災により親を失った子どもの親族里親又は養育里親に対しては、経済的支援を継続していくとともに、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や意見交換会などの開催やベテラン里親による支援など、細やかな対応に努めていきます。
- ◆里親と児童養護施設の間を埋める対策として、ファミリーホーム事業を実施し、子どもたちのより家庭的な雰囲気の中での養育を目指していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

□ 施設機能の見直し

【現状と課題】

- ◆児童養護施設などには、虐待を受けた子どもの入所が増加していますが、他者との関係性を回復させるためのケアや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされています。
- ◆児童養護施設に入所している子どもの中には、実親の死亡・行方不明等により長期にわたり家庭復帰が見込めない子どもがいます。これらの子どもの社会的自立を促進するため、家庭的な環境の中で生活体験を積む必要があります。
- ◆児童養護施設などには、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設がありますが、これらの施設には、老朽化や定員に余裕のない施設があり、今後、施設整備が必要です。

【今後の基本的方向性】

- ◆小規模グループケア事業や地域小規模児童養護施設の設置により、子どもをより家庭的な環境の中で養護していきます。
- ◆児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については、施設の老朽化や入所児童数の動向を踏まえ、施設整備の検討を行い、入所している子どもへの支援の充実を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ハ 家庭支援機能の強化

■現状と課題

- ◆児童家庭支援センターにおいて、地域の児童福祉に関する住民等からの様々な相談対応・助言等を行っているほか、母子生活支援施設においては、様々な事情で入所している母と子に対して、心身と生活を安定化するための相談援助を行い、自立を支援しています。
- ◆近年、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）による被害等の相談が増加していることから、これらの施設の地域での役割や関係機関との連携強化がより重要なっています。

今後の基本的指向性

- ◆児童家庭支援センターにおいては、併設する児童福祉施設職員の専門性をより有効に活用できるよう、市町村や児童相談所との連携強化を図ります。
- ◆母子生活支援施設においては、DV被害による入所者の割合が多くなっていることから、保健福祉事務所や女性相談センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めています。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

二 自立支援策の強化

■現状と課題

- ◆様々な事情により、家庭で生活できない子どもが、就労等による社会的な自立までを支援する施設として自立援助ホームがあり、施設退所者の進路などの相談については、入所施設の担当職員のほか、児童相談所の担当者の対応が必要です。

【今後の基本的方針】

- ◆自立援助ホームの今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、県内への新設の必要性等を検討していくとともに、施設退所者などが気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めています。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ホ 人材確保のための仕組みの強化

【現状と課題】

- ◆福祉の現場における多種多様なニーズに対応するため、児童相談所や保健福祉事務所の職員を外部機関で実施する研修に派遣しています。

【今後の基本的方針】

- ◆今後も専門性が高い外部機関の専門研修などに職員を派遣し、職員の資質の向上を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ヘ 子どもの権利擁護の強化

【現状と課題】

- ◆福祉施設内で、職員などによる措置児童に対する虐待が発生している現状を受けて、国が作成した「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、児童福祉施設における子どもの権利擁護強化の取組を進めていく必要があります。
- ◆本県では、福祉サービス第三者評価を推進するため、第三者評価機関の認証や福祉サービス利用者や事業者に対する情報提供を行っています。

【今後の基本的方針】

- ◆児童福祉施設に対し、施設内での虐待予防について周知徹底を図るとともに、被措置

- 児童等への子どもの権利についての学習機会の確保を図っていきます。また、施設内で虐待が発生した際には、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき迅速に対応していきます。
- ◆施設職員や関係機関職員に対し、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修等の開催により、職員の資質向上を図るとともに、関係機関の連携強化を進めていきます。
 - ◆福祉サービス事業者が第三者評価を受審しやすい環境の整備に努め、受審を促進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(4) ひとり親家庭支援の推進

【現状と課題】

- ◆県は、ひとり親家庭等に対し、経済的支援や資格取得講習、就業支援セミナーの開催等により就業を支援しています。
- ◆法改正により母子家庭等への支援体制の充実や、父子家庭に対する経済的支援の拡充など、ひとり親家庭に対する支援施策が充実されたことに伴い、制度の普及啓発を図っていく必要があります。

【今後の基本的方向性】

- ◆経済的支援や就業・自立支援センターを拠点とした就業支援など、ひとり親家庭の自立を支援していくとともに、法改正による拡充を含む支援施策等に関する周知・広報を図っていきます。
- ◆母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行うための支援員を引き続き配置していくとともに、多岐にわたる相談に対応していくため、支援員の資質向上を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |

(5) 障害児施策の充実

■現状と課題

- ◆障害のある子どもを持つ保護者は、他の子育て家庭以上に大きな不安を抱えています。障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、専門的な支援が必要とされています。
- ◆発達障害の早期発見・早期療育につながる相談や指導を受けられる支援機関が身近な地域に少なく、支援機関の連携が十分とはいえない状況にあります。
- ◆専門医療機関での医療提供後の地域における生活支援や日頃のケアまでを含めた対応が求められています。
- ◆保育を必要とする障害児については、保育所における障害児保育で、小学生に対しては放課後児童健全育成事業で対応していますが、潜在的なニーズを含めて対応できるよう一層の充実が必要です。
- ◆学校教育法の一部改正により、就学基準による特別支援学校就学が原則ではなくつたため、多様な学びの場から最も教育効果の高い学びの場の選択に当たっては、関係機関と連携のもと、児童生徒や保護者等と相談しながら進めていくことが求められています。
- ◆県教育委員会や、市町村教育委員会は、小・中学校の特別支援学校や通級指導教室、特別支援学校等それぞれの保有する資源の十分な活用を図るとともに、教育委員会の体制整備や専門性の向上、関係機関との連携等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが求められています。

■今後の基本的方向性

- ◆医師、保健師等と連携しながら、心身の発達に問題を有する子どもを早期に把握し、発達支援を行うとともに、子どものQOL（生活の質）を高めるため支援に取り組んでいきます。
- ◆障害特性を理解した適切な相談支援や療育ができる人材を養成していくとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に協力し、連携して包括的な支援ができる体制を構築していきます。
- ◆市町村が実施している乳幼児健康診査に関する研修や要支援者についての情報交換など、市町村に対する支援を継続していくとともに、障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業など、障害児の受け入れを促進していきます。
- ◆学校、福祉施設、療育施設等の支援者が、発達障害の特性、療育のあり方について理解を深め、子どもの発達がより促進されるよう支援していきます。また、保護者への障害理解のための取組を行っていきます。
- ◆すべての障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及に総合的に取り組んでいきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

6 仕事と子育ての両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

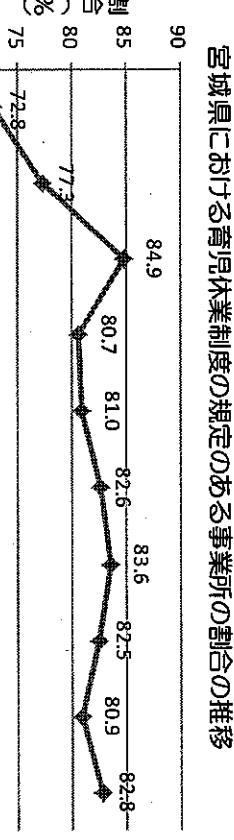
現状と課題

- ◆就労を希望する女性が増加する中で、子どもを育てながら働き続ける希望を持つても、現実には多くの女性が出産を機に離職していたり、再就職を希望しても、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくありません。
- ◆労働人口の減少の中で経済発展を進めるためにも、女性の就業が求められており、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や、相談窓口などでの情報提供、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。
- ◆両親が育児休業を取得することにより原則として上限1年間の育児休業期間を1年2ヶ月まで延長できる「パパ・ママ育休プラス」や、労使協定で専業主婦（夫）の配偶者を対象外にできる除外規定の廃止など、男性の育児休業を促す制度が導入されていますが、男性の育児休業取得率は低い数値で推移しており、取得しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ◆働き方に關するこれまでの考え方や仕組みの改革を進め、仕事と家庭の両立を推進するには、労働者及び事業主への多様な働き方の普及啓発と、男女がともに責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を念頭に置きながら、意識改革に取り組んでいく必要があります。

【関連データ】

| 宮城県内における育児休業制度の規定のある事業所の推移 | | | | | | | | | | |
|----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全体 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 全體 | 72.8 | 77.3 | 84.9 | 80.7 | 81.0 | 82.6 | 83.6 | 82.5 | 80.9 | 82.8 |

H16～H25宮城県 労働実態調査より



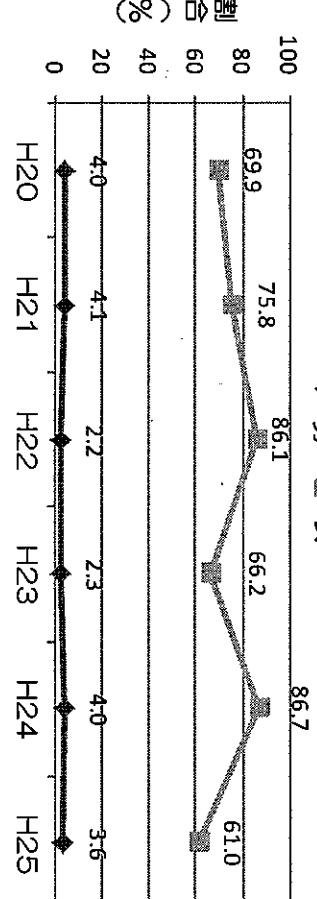
- 48 -

宮城県内における育児休業取得率の推移

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 男 | 4.0 | 4.1 | 2.2 | 2.3 | 4.0 | 3.6 |
| 女 | 69.9 | 75.8 | 86.1 | 86.2 | 86.7 | 61.0 |
| 総数 | 28.8 | 31.4 | 33.9 | 24.8 | 37.1 | 25.9 |

H20～H25宮城県労働実態調査より

宮城県内における育児休業取得率の推移



今後の基本的方向性

- ◆家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談内容の多様化・複雑化により、相談員に幅広い知識が求められているため、研修等により資質の向上を図っていきます。
- ◆労働者の個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択が可能な「仕事と生活の調和」の実現のため、各種支援制度の充実や、広報による普及啓発、制度情報の提供などにより、労働者及び事業主の意識改革に取り組みます。
- ◆労働環境の整備、男女共同参画の推進、子育て支援などの様々な観点から、「仕事を生活の調和を実現するための働き方の見直し」に関する普及啓発を図っていきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(2)両立を支援する教育・保育の提供の充実

- イ 就労を支援する教育・保育施設等の確保

現状と課題

- ◆都市部では、女性の就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別には3歳未満の低年齢児が大半を占めています。
- ◆女性の社会進出や経済的理由など、子どもが生まれても働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のために待機児童の解消が喫緊の課題となっています。
- ◆保育所入所待機児童が発生している一方で、幼稚園の一部では定員に満たない状況がありますが、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及は進んでいません。
- ◆待機児童の解消のためには、施設の整備や事業の実施と同時に保育士の確保が必要です。

今後の基本的方向性

- ◆保育所の運営費に対して引き続き支援とともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行っていきます。
- ◆保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する支援等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆待機児童は都市部が多く、面積の確保などに課題があり保育所の整備が困難であり、また、3歳未満の低年齢児が多いため、小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業での展開を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。
- ◆保育士の待遇改善など、労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、人材の確保に努めています。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

□ 延長保育及び病児・病後児保育などの多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

- ◆就労機会の増加や就労形態の多様化等により、保育所や認定こども園における通常の利用時間以外に保育を行う延長保育や、幼稚園における教育標準時間の前後及び長期休業期間などでの一時預かり保育、病院・保育所等に付設された専用スペース等における病児への看護師等による保育など、多様なニーズに対応する必要があります。
- ◆放課後児童健全育成事業は、利用対象が小学校3年生以下から小学校6年生以下に拡大されましたが、待機児童や未実施地域、開設日・時間、質の向上が課題となっています。

今後の基本的方針

◆県は、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業（※）を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

（※）利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期新事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、実費徴収にかかる補定給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入するなどを促進するための事業

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

（1）子育てを支援する生活環境の整備

イ 子育てしやすい居住環境の整備

現状と課題

- ◆子育て家庭への居住の安定支援が求められていることから、県営住宅においては、多家族及び未成年の子どもを3人以上扶養している母子・父子家庭等を対象とした特別割当住宅の募集を実施しています。
- ◆少子高齢化の進行により人口構成もこれまでとは異なってきており、年齢や家族構成等によって変化する住宅に対する要請が今後多様化・顕在化していくと考えられます。
- ◆公的賃貸住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的な整備を支援しています。

今後の基本的方針

- ◆県営住宅の特別割当による募集を継続するとともに、現在の募集案内等を見直し、よりわかりやすい情報提供に努めています。
- ◆居住の安定に配慮が必要な家庭が住む賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の軽減に対する助成を行う「地域優良賃貸住宅制度」を活用し、子育て世帯向けの賃貸住宅の供給を促進していきます。
- ◆「宮城県居住支援協議会」を活用し、子育て世帯向けの民間賃貸住宅への円滑な入居支援を図っていきます。

□ 住みよいまちづくりの推進

■ 現状と課題

- ◆県では、平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、病院や百貨店などの建築物や道路、公園などの公共・公益的施設のバリアフリー化を推進しており、今後も利用しやすい公益的施設を増やしていく必要があります。
- ◆県内各施設の多目的トイレ、駐車場や出入口の段差、エレベーターなど、利用に配慮した設備の状況に関する情報を掲載した「みやぎバリアフリー情報マップ」をホームページで公開しています。

■ 今後の基本的方向性

- ◆交通安全施設としては、地域住民、学校、関係機関等と連携を図りながら、視覚障害者用付加装置や音響式歩行者誘導装置の整備など、バリアフリー型交通安全施設等の効果的・効率的な整備を推進していきます。
- ◆今後も引き続き条例を基本的な指針として、その普及と公益的施設のより一層のバリアフリーア化を推進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

(2) 子どもの安全の確保

イ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

■ 現状と課題

- ◆県内の子どもの交通事故は減少傾向にありますが、毎年、痛ましい死亡事故が発生しております、事故に遭う子どもの側にも車道への飛び出し等の違反が認められます。
- ◆子どもの交通安全を確保するため、交通安全施設などのハード整備のほか、子どもやその保護者に対し、交通ルール・マナーに関する教育及び啓発・指導を継続的に行い、また、地域ぐるみで子どもが交通事故に遭わないよう見守っていく必要があります。
- ◆暴走族のグループ数は平成14年度をピークに減少しましたが、近年は横ばいとなり、今後も暴走族の反社会性・危険性等を広く訴えていく必要があります。

■ 今後の基本的方向性

- ◆地域住民や学校など関係機関との連携により、児童生徒の登下校中の交通安全を一層推進していくとともに、通学路や学校周辺において、ゾーン30(※)の整備や、交通信号機などの交通安全施設の整備を推進していきます。

(※) ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全通行の確保を目的に、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施することをいう。

◆発達段階に応じた交通安全教室の開催や交通安全ポスター作文コンクールの実施等を通じて、子どもが自ら交通安全について考え学ぶ機会を設けるなど、交通ルール・マナーの普及・啓発を図っていきます。

◆自転車の安全利用の促進や道路の正しい横断の励行、チャイルドシート着用の徹底など、各種交通安全運動を引き続き展開するほか、交通安全指導員の一層の資質向上を図っていきます。

◆暴走族根絶の気運を醸成するための取組を推進していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |

□ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

- ◆児童生徒の登下校中にわいせつ犯罪や不審者による声掛けなどが発生しています。
- ◆各地域の警察署と防犯ボランティア団体との合同パトロールなどを実施していますが、防犯ボランティア団体数は、近年、東日本大震災の影響や団員構成員の高齢化等により団体数が減少しており、この活動団体に対する効果的な支援が必要です。
- ◆安全・安心なまちづくりのために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を県民自らが持ち、主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸成する必要があります。
- ◆各学校においては、学校安全計画に基づき、通学路の安全点検及び防犯訓練並びに防犯教室の開催により、児童及び生徒の安全確保や安全管理の徹底に努めるとともに、指導者を対象とした防犯教室指導者講習により職員の資質向上を図っています。

【今後の基本的方針性】

- ◆子どもとその保護者等に対し、登下校時に危険を感じた際に、保護して警察等に通報する「子ども110番の家」の周知徹底を図るとともに、メール配信やリーフレットの配布などにより、防犯知識の涵養を図っていきます。
- ◆各地域における安全・安心まちづくり活動のリーダーとなる人材の養成などを通じて、「安全・安心まちづくり」に向けた県民の機運醸成に取り組んでいきます。
- ◆市町村や学校、保護者などと連携しながら、防犯ボランティア活動の活性化を促進するとともに、警察からの働きかけではなく防犯ボランティアが自ら独立・自走する「主体的な自主防犯活動の促進」を図っていきます。
- ◆学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣するヒビにも、教職員、保護者、地域住民等が連携しながら、犯罪被害防止教室、非行防止教室、学校周辺のパトロール等の活動を展開していきます。

【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

ハ 被害に遭った子どもの保護の推進

■ 現状と課題

- ◆ 子ども総合センター附属診療所において、メンタルクリニック事業により、児童精神科医や心理判定員による診療及び相談を行っています。子どもだけでなく、保護者への助言やグループワークも行いながら、被害に遭った子どもに対するきめ細かな支援を実施しています。
- ◆ 児童相談所では、相談を受理した児童に対して、必要に応じ心理学的検査や面接、医学的な診察による診断及び判定を行い、さらに児童及び保護者の持つ問題性の解消を図るため、心理学的指導や精神医学的治療などを実施しています。また、医療が必要な事例については、子ども総合センター等への診療につないでいます。

■ 今後の基本的方向性

- ◆ メンタルクリニック事業においては、被害に遭った子どもに対して、引き続ききめ細かな支援実施していきます。
- ◆ 関係機関との連携を十分に図りながら、きめ細かく効果的なケアを実施していきます。

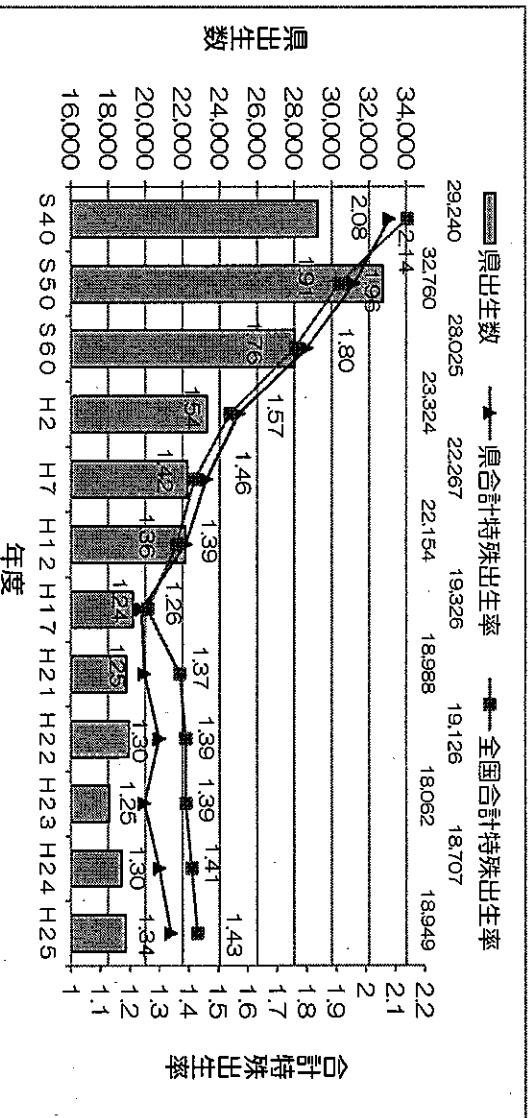
【推進する主な事業】

| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 |
|-----|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

VI 目
標

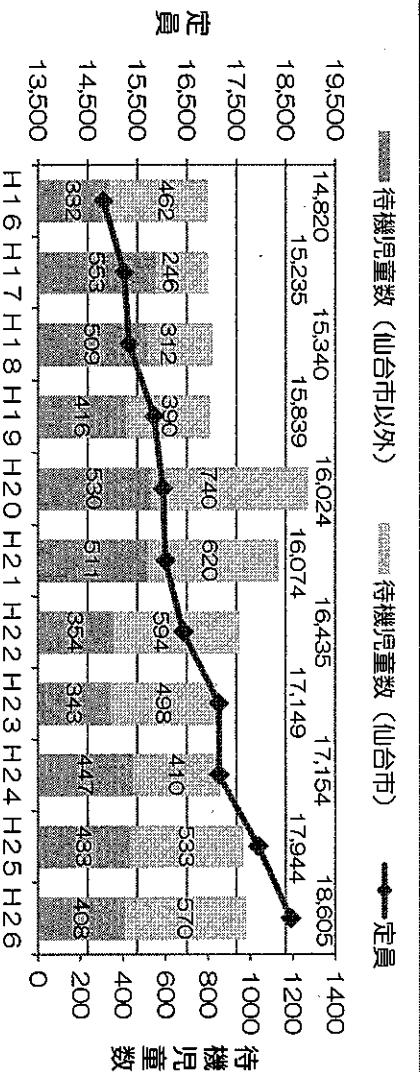
VI 目標

1 合計特殊出生率
安心して子どもを生み育てることができる地域社会づくりを進め、平成25年の1.34から全国平均値（参考：平成25年＝1.43）まで上昇することを目指します。



2 保育所入所待機児童数

計画的な施設整備等により、平成26年4月1日現在の978人（仙台市570人、仙台市以外408人）を平成29年度に解消し、待機児童ゼロを目指します。



VII 参 考 資 料

- 1 各種統計数値から見る宮城県の少子化の状況
- 2 子ども・子育て支援に関する国における近年の議論
(動向)
- 3 計画の検討などを行った委員会等
 - (1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部
 - (2) 宮城県次世代育成支援対策地域協議会
 - (3) 宮城県子ども・子育て会議

VII 参考資料

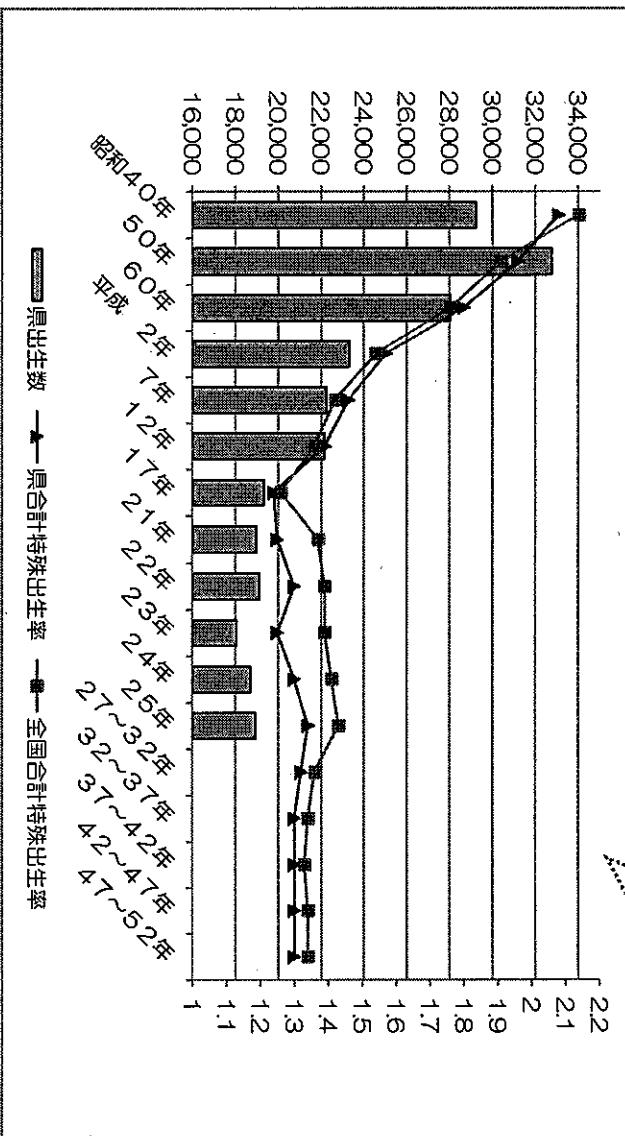
1 各種統計・数値から見る宮城県のソシテイ等の状況

(1) 出生数及び合計特殊出生率の推移

※ 厚生省の人口動態統計による。

※ 平成27年度厚生省立社会保険・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」による。

| 年 | 県出生数 | 前回との 増減 | 県合計特殊 出生率 | 全国合計特 殊出生率 | 宮城県の1年間に生まれる子どもの数は、昭和50年前後の第2次ベビーブームをピークに、年々低下を續け、平成17年には2万人を割り込みました。 |
|--------|--------|------------|--------------|---------------|--|
| 昭和40年 | 29,240 | — | 2.08 | 2.14 | |
| 50年 | 32,760 | 3,520 | 1.96 | 1.91 | |
| 60年 | 28,025 | △4,735 | 1.80 | 1.76 | |
| 平成2年 | 23,324 | △4,701 | 1.57 | 1.54 | 年々低下を續け、平成17年には2万人を割り込みました。 |
| 7年 | 22,267 | △1,170 | 1.46 | 1.42 | |
| 12年 | 22,154 | △113 | 1.39 | 1.36 | |
| 17年 | 19,326 | △910 | 1.24 | 1.26 | 今後も、出産期にある女性人口の減少が続くとともに、未婚率の上昇や、晚婚化・晚産化の進行等による夫婦の出生力の低下などにより、出生数の減少傾向は続くものと思われます。 |
| 21年 | 18,988 | △875 | 1.25 | 1.37 | |
| 22年 | 19,126 | 138 | 1.30 | 1.39 | |
| 23年 | 18,062 | △1,064 | 1.25 | 1.39 | |
| 24年 | 18,707 | 645 | 1.30 | 1.41 | |
| 25年 | 18,949 | 242 | 1.34 | 1.43 | |
| 27~32年 | | | 1.32 | 1.36 | |
| 32~37年 | | | 1.30 | 1.34 | |
| 37~42年 | | | 1.30 | 1.33 | |
| 42~47年 | | | 1.30 | 1.34 | |
| 47~52年 | | | 1.30 | 1.34 | |



1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率については平成12年までは基本的に全国値を上回っていましたが、平成13年に同値となつて以降は、全国平均を下回っています。平成25年の宮城県の数値は1.34、全国値の1.43であり、全国の都道府県の中で39位という低い水準にあります。

政令指定都市等の大規模な自治体を抱える都道府県が圧倒的にあることから、宮城県においても仙台市を含んだ数値であることが大きく影響していると思われます。

(2) 年少(0~14歳)人口の推計

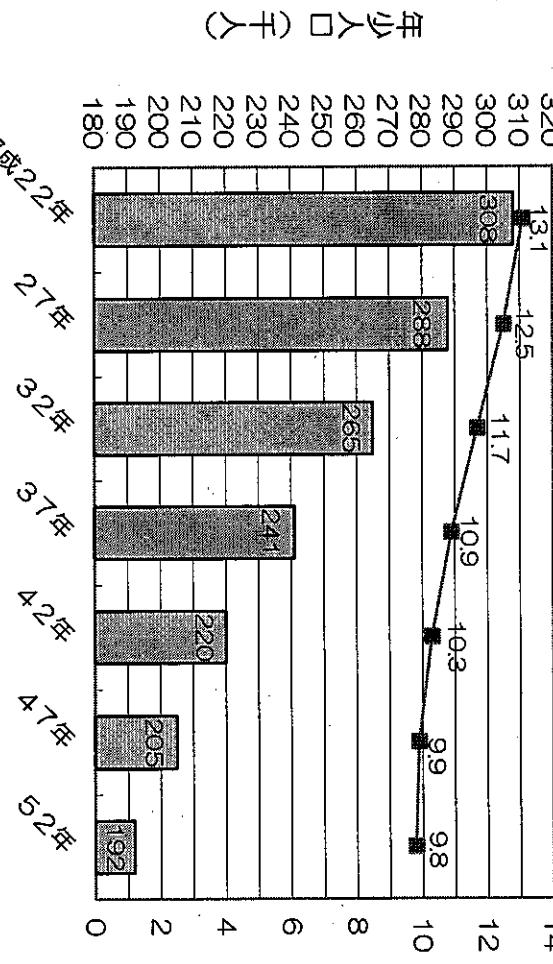
※ 平成27年度以降は国社連・人口問題研究所の「日本の道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」による。

(単位:千人)

| 年 | 県 | 総人口に占める割合 | 全国 | 総人口に占める割合 |
|-------|-----|-----------|--------|-----------|
| 平成22年 | 308 | 13.1 | 16,839 | 13.1 |
| 27年 | 288 | 12.5 | 15,827 | 12.5 |
| 32年 | 265 | 11.7 | 14,568 | 11.7 |
| 37年 | 241 | 10.9 | 13,240 | 11.0 |
| 42年 | 220 | 10.3 | 12,039 | 10.3 |
| 47年 | 205 | 9.9 | 11,287 | 10.1 |
| 52年 | 192 | 9.8 | 10,732 | 10.0 |

出生数の減少は、宮城県における年少人口(0~14歳)の減少をもたらします。
年少人口に関しては、人口自体も総人口に占める割合も宮城県・全国とも一貫して下がり続ける推計がなされています。
※総人口に占める割合の低下は、総人口の減少を上回る勢いで年少者人口が減少することを意味しています。

年少(0~14歳)人口推計(県)



年少人口(県)

年齢3区分別人口推計

■年少 ■生産年齢 ■老年

| 年 | 年少 | 生産年齢 | 老年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 22年 | 64.5% | 64.5% | 22.3% |
| 27年 | 62.5% | 61.8% | 24.7% |
| 32年 | 59.4% | 59.3% | 28.3% |
| 37年 | 56.9% | 58.4% | 30.7% |
| 42年 | 54.3% | 57.4% | 32.2% |
| 47年 | 51.9% | 56.3% | 33.7% |
| 52年 | 50.0% | 54.9% | 35.2% |

平成22年の国勢調査における宮城県の総人口に占める年齢3区分別の人口割合は、年少人口(0~14歳)は13.1% (平成17年度13.8%)、生産年齢人口(15~64歳)は64.5% (同66.2%)、老年人口(65歳以上)は22.3% (同20.0%)となっています。
総人口に占める年少人口の割合が、前回国勢調査に比べて減少しているのに対し、老年人口の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいる状況です。
将来推計においても、低い出生率から総人口は減少し、少子高齢化がさらに進むものと予想されています。

(3) 人口の推移

※ 平成17、22年は国勢調査結果より、平成16年、18年から21年、23年から25年まで県登録人口（10月1日基準）による。

（単位：人）

| 年 | 県全体 | 対前年 増減 | 対 前年比 | 仙台市 | 対前年 増減 | 対 前年比 | 仙台市 以外 | 対前年 増減 | 対 前年比 |
|-------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 平成16年 | 2,370,985 | — | — | 1,025,714 | — | — | 1,345,271 | — | — |
| 17年 | 2,360,218 | △10,767 | 0.995 | 1,025,098 | △616 | 0.999 | 1,335,120 | △10151 | 0.992 |
| 18年 | 2,354,992 | △5,226 | 0.998 | 1,027,329 | 2,231 | 1,002 | 1,327,663 | △7457 | 0.994 |
| 19年 | 2,348,999 | △5,993 | 0.997 | 1,028,775 | 1,446 | 1,001 | 1,320,224 | △7439 | 0.994 |
| 20年 | 2,343,767 | △5,232 | 0.998 | 1,031,163 | 2,388 | 1,002 | 1,312,604 | △7620 | 0.994 |
| 21年 | 2,340,029 | △3,738 | 0.998 | 1,033,515 | 2,352 | 1,002 | 1,306,514 | △6090 | 0.995 |
| 22年 | 2,348,165 | 8,136 | 1,003 | 1,045,986 | 12471 | 1,012 | 1,302,179 | △4,335 | 0.997 |
| 23年 | 2,323,224 | △24,941 | 0.989 | 1,049,493 | 3,507 | 1,003 | 1,273,731 | △28448 | 0.978 |
| 24年 | 2,325,407 | 2,183 | 1,001 | 1,060,877 | 11,384 | 1,011 | 1,264,530 | △9201 | 0.983 |
| 25年 | 2,328,143 | 2,736 | 1,001 | 1,068,511 | 7,634 | 1,007 | 1,259,632 | △4,898 | 0.986 |

宮城県全体では、平成15年まで増加を続けていましたが、平成16年以降は減少傾向にあります（人口動態調査における自然増加数（出生数と死亡数の差）も平成17年より減少）。

また、その中にあっても仙台市の人口は増加し、仙台市以外の人口は減少といふ県内における都市部への集中傾向が明確に出現しています。

人口の推移

| | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 平成16年 | 1,025,714 | 1,345,271 | 2,370,985 |
| 平成17年 | 1,025,098 | 1,335,120 | 2,360,218 |
| 平成18年 | 1,027,329 | 1,327,663 | 2,354,992 |
| 平成19年 | 1,028,775 | 1,320,224 | 2,348,999 |
| 平成20年 | 1,031,163 | 1,312,604 | 2,343,767 |
| 平成21年 | 1,033,515 | 1,306,514 | 2,340,029 |
| 平成22年 | 1,045,986 | 1,302,79 | 2,348,165 |
| 平成23年 | 1,049,493 | 1,273,731 | 2,323,224 |
| 平成24年 | 1,060,877 | 1,264,530 | 2,325,407 |
| 平成25年 | 1,068,511 | 1,259,632 | 2,328,143 |
| 0 | 500,000 | 1,000,000 | 1,500,000 |
| | | 2,000,000 | 2,500,000 |

□仙台市 □仙台市以外

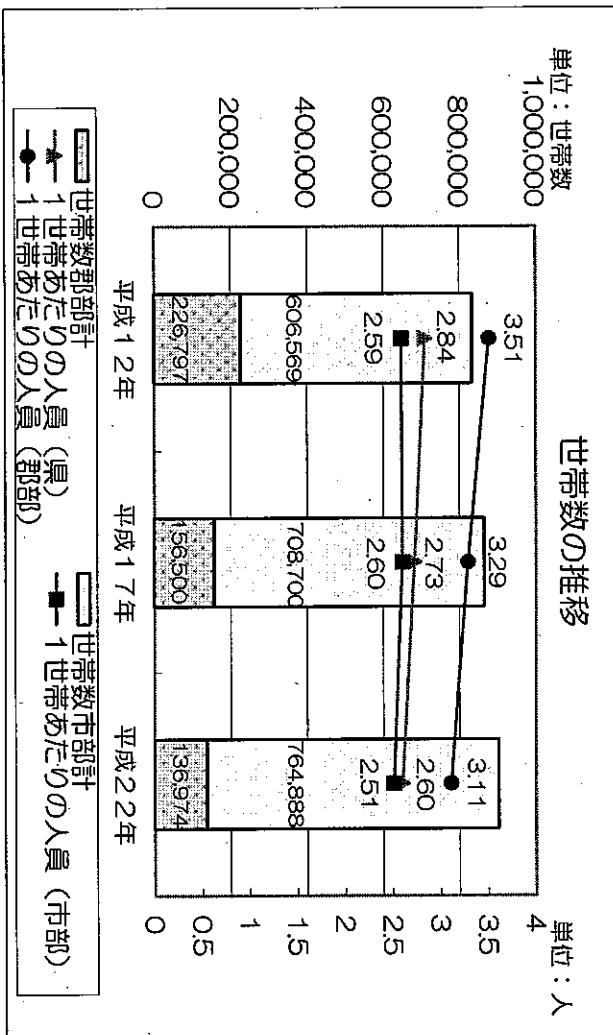
4) 世帯数の推移

※ 平成22年国勢調査結果による。

| | 世帯数(戸) | | | 1世帯当たり人員(人) | | | | |
|----|---------|---------|---------|----------------|----------------|-------|-------|-------|
| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 増加数 (平成17年) | 増加率 (平成17年) | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 県計 | 833,366 | 865,200 | 901,862 | 36,662 | 4.2% | 2.84 | 2.73 | 2.60 |
| 市部 | 606,569 | 708,700 | 764,888 | 56,188 | 7.93 | 2.59 | 2.60 | 2.51 |
| 郡部 | 226,797 | 156,500 | 136,974 | △19,526 | △12.48% | 3.51 | 3.29 | 3.11 |

宮城県全体では、前回(平成17年度)、前々回(平成12年度)調査時と比較すると世帯数は増加しています。郡部においては世帯数が大きく減少し、市部においては増加している要因としては、市町村合併が行われたことに加え、市部への人口集中が続いていることが考えられます。

また、1世帯あたりの人員は、市部、郡部とともに核家族世帯、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加から世帯規模が縮小してきています。



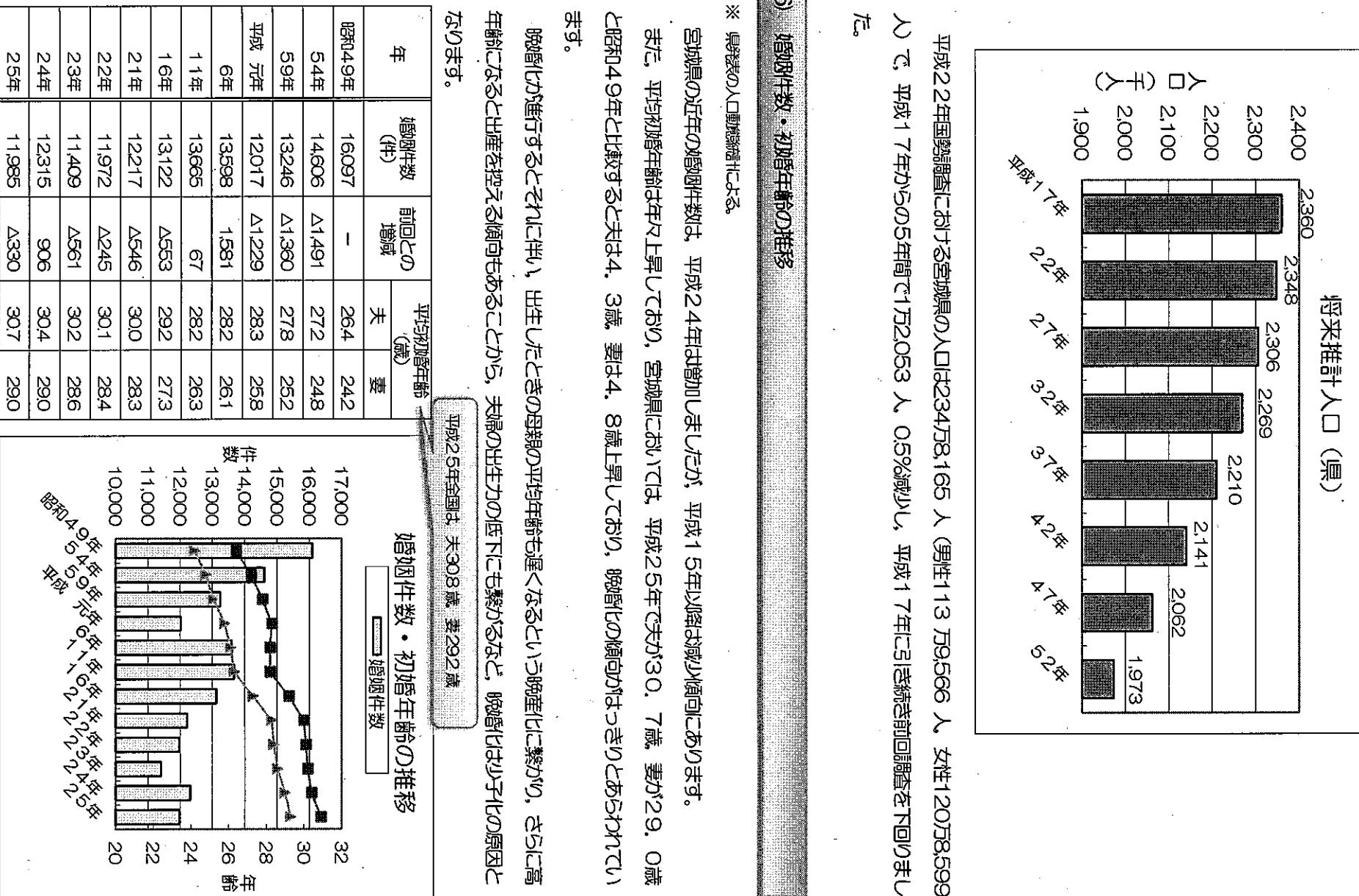
5) 将来推計人口

※ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」による。

(単位：千人)

宮城県の将来人口については、今後、長期にわたりの減少を続ける推計がされています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」においては、国は平成23年、37年、42年、47年、52年の5年ごとに、宮城県は平成17年を人口のピークとして、その後減少を継続する推計がなされました。県は平成16年度から既に減少しており、国よりも早く人口の減少が始まっています。



(7) 未婚率・生涯未婚率の推移

※ 平成22年国勢調査結果による。

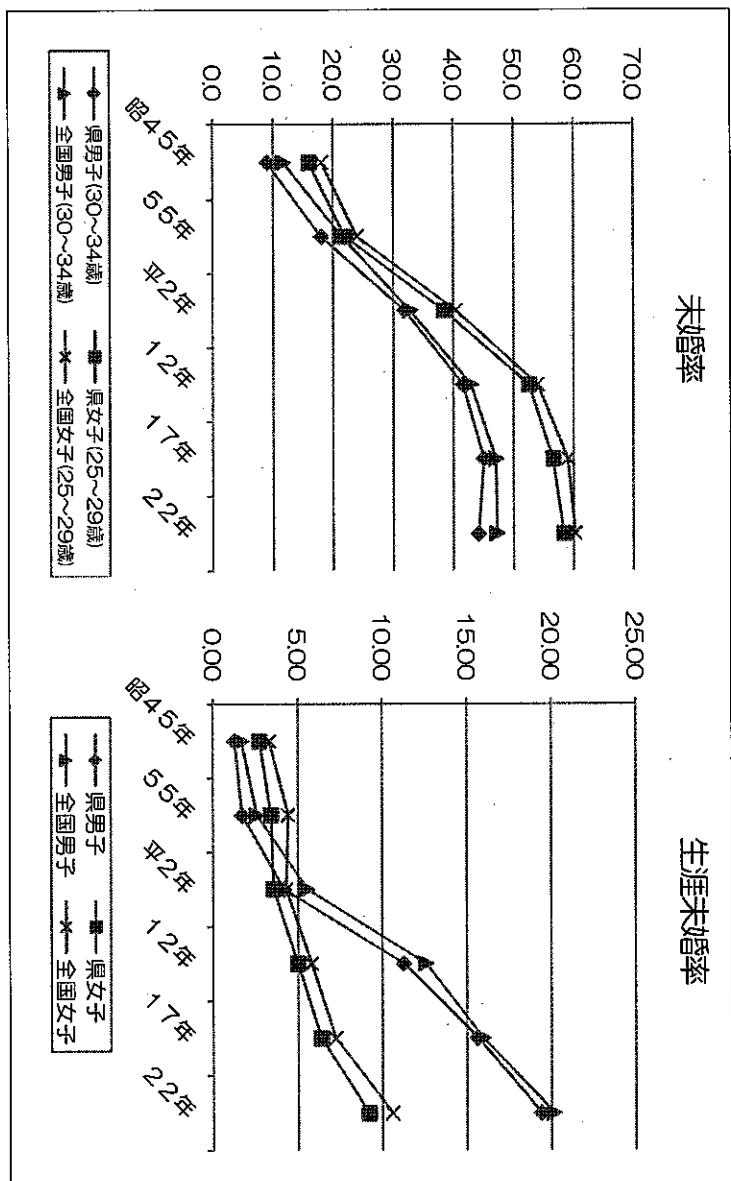
| 年 | 未婚率 (%) | | | | 生涯未婚率 (%) | | | |
|------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-----------|------|-------|-------|
| | 県男性 (30~34歳) | 県女性 (25~29歳) | 全国男性 (30~34歳) | 全国女性 (25~29歳) | 県男性 | 県女性 | 全国男性 | 全国女性 |
| 昭55年 | 18.0 | 22.0 | 21.5 | 24.0 | 1.73 | 3.43 | 2.60 | 4.45 |
| 平 2年 | 31.9 | 38.4 | 32.8 | 40.4 | 4.19 | 3.58 | 5.57 | 4.33 |
| 12年 | 41.6 | 52.6 | 42.9 | 54.0 | 11.26 | 5.00 | 12.57 | 5.82 |
| 17年 | 45.1 | 56.6 | 47.1 | 59.1 | 15.65 | 6.39 | 15.36 | 7.25 |
| 22年 | 44.2 | 58.4 | 47.3 | 60.3 | 19.42 | 9.21 | 20.14 | 10.61 |

少子化の原因の一つに未婚化があります。

全国的に未婚化が進行している背景には、経済・社会環境の変化に伴う若者の生活基盤の不安定、結婚に対する男女の意識の変化等さまざまな要因があると言われています。

宮城県においても、未婚率は平成22年には、30~34歳の男性が44.2% (全国47.3%)、25~29歳女性が58.4% (全国60.3%) となっています。30年前の昭和55年においては、同年齢区分布で男女とも約8割が結婚していたことを考えると、未婚化が進行していることが分かります。

また、平成22年の生涯未婚率は、男性が19.42% (全国20.14%)、女性が9.21% (全国10.61%) で、30年前 (同男性1.73%、同女性3.43%) と比較してみるとやはり大きく上昇しています。

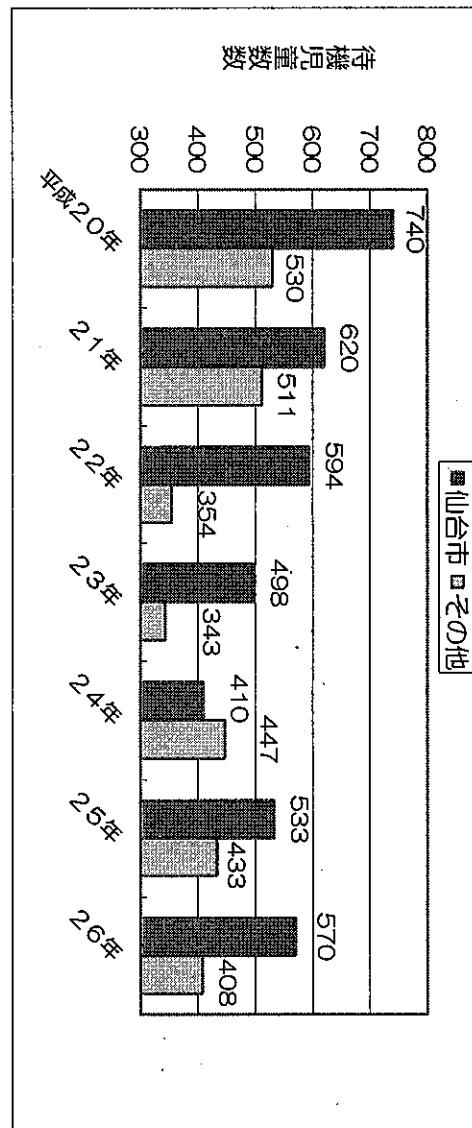


(8) 待機児童数の推移

| 年 | 待機児童数 | | | | | |
|-------|-------|------|-----|------|-------|------|
| | 県計 | 増減 | 仙台市 | 増減 | 仙台市以外 | 増減 |
| 平成20年 | 1,270 | - | 740 | - | 530 | - |
| 21年 | 1,131 | △139 | 620 | △120 | 511 | △19 |
| 22年 | 948 | △183 | 594 | △26 | 354 | △157 |
| 23年 | 841 | △107 | 498 | △96 | 343 | △11 |
| 24年 | 857 | 16 | 410 | △88 | 447 | 104 |
| 25年 | 966 | 109 | 533 | 123 | 433 | △14 |
| 26年 | 978 | 12 | 570 | 37 | 408 | △25 |

待機児童は減少傾向にあります。が、東日本大震災の発生による沿岸部からの移転や、復興需要による転入などにより、平成25年は仙台市において123人増加し、県全体でも109人増加しました。

待機児童数の推移
■仙台市 □その他



2 子ども・子育て支援等に関する国における近年の議論（動向）

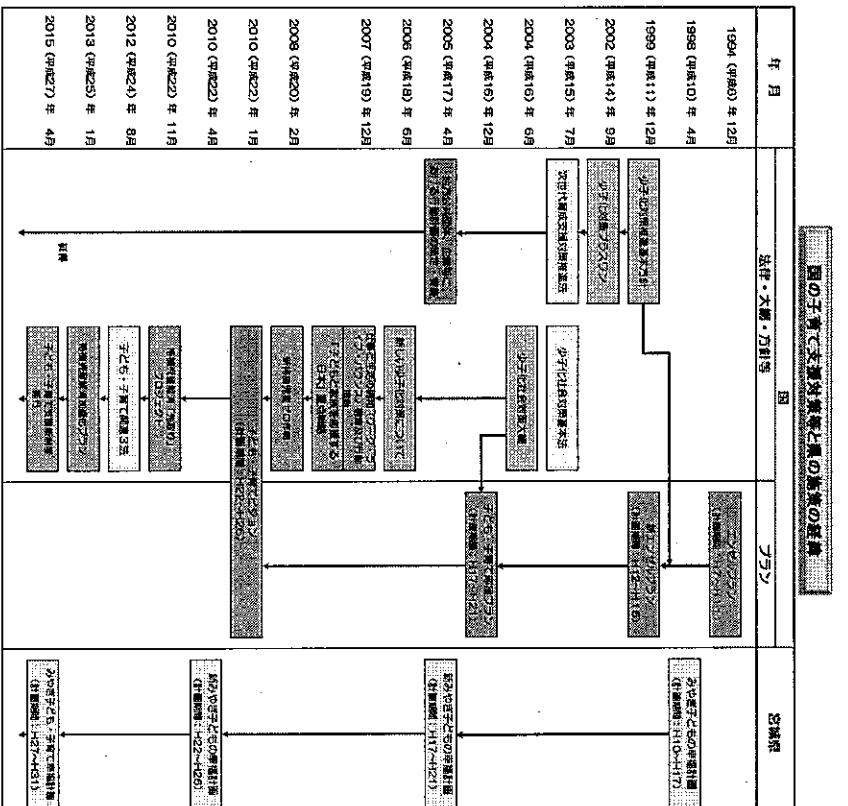
国においては、平成2年の合計特殊出生率が戦後最低の1.57となつたことを受け、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に少子化対策推進基本方針に基づき新エンゼルプランを策定し、また、平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき閣議決定された「少子化社会対策大綱」に沿った具体的な計画「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な少子化対策を実施してきました。

さらに、平成15年7月には次世代育成支援効率化法が制定され、家庭や地域の子育て能力の低下等の課題に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援のための取組を実施してきました。

平成22年1月には、子ども手当の導入、高校教育の実質無償化等の施策の実施に向けて、保育サービス等を含めた総合的な「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、保育サービスや放課後児童対策など子育てを支える社会的基盤の整備、仕事と生活の調和等を中心とする今後5年間の新たな「数値目標」が定めされました。

これらの様々な少子化対策を講じながらも、さらに少子化が進行していることから、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくための「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、社会保障・税一体改革の一項目として、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることになりました。

なお、平成25年には、都市部で増え続ける待機児童問題の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指すこととしています。



3 計画の検討などを行なった委員会など

この計画の策定に当たっては、府内の関係課室長で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部次世代育成支援行動計画策定部会」及び関係班長等で構成する同部会ワーキンググループと、府外の学識経験者、市町村関係者、次世代育成支援関係団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」の2つの組織における意見、議論、検討、提言などを基に策定されました。

(1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部及び部会

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。
- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

- 第4条 推進本部に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を総括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(部会)

- 第5条 個別の事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。
- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)
第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

| | | | | | |
|----|--------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 委員 | 公営企業管理者 保健福祉部長 教育長 | 総務部長 経済商工観光部長 農林水産部長 | 環境復興・企画部長 震災復興・企画総務課長 農林水産総務課長 | 環境生活部長 環境生活総務課長 農林水産総務課長 | 土木部長 出納局長 |
|----|--------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------|

別表2 (第4条関係)

| | |
|-----|---|
| 幹事長 | 保健福祉部次長 |
| 幹事 | 人事課長 保健福祉総務課長 土木総務課長 警察本部生活安全部少年課長 震災復興・企画総務課長 経済商工観光総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 |

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会設置要領

(趣旨)

第1 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）の部会の組織、運営等について必要な事項は、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱（平成19年1月24日施行。以下「設置要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会長及び部会員)

第2 部会の部会長及び部会員は別表に掲げる職にある者を充てる。

(部会の運営)

第3 部会は必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。
3 部会長は、担当班長からなるワーキンググループでの具体的な検討を求めることができる。

(部会の庶務)

第4 部会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

附錄

- 1 この要領は、平成19年4月2日から施行する。
附 則
 - 2 この要領は、平成19年6月7日から施行する。
附 則
 - 3 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
 - 4 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
附 則
 - 5 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
 - 6 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
 - 7 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

| | |
|-----|--|
| 部会長 | 子育て支援課長 |
| 部会員 | 私学文書課長 障害福祉課長 高校教育課長 |
| | 共同参画社会推進課長 雇用対策課長 スポーツ健康課長 |
| | 医療整備課長 義務教育課長 生涯学習課長 健康推進課長 特別支援教育室長 少年課長 |

| | |
|----------------|--------|
| 本部長 | 知 事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| 委 員 | |
| 總務部長 | 總務課長 |
| 保健福利部長 | 保健衛生部長 |
| 土木部長 | 土木工程部長 |
| 營繕本部長 | 出納局長 |

| 部会長 | 子育て支援課長 |
|-------------|---|
| 部会員 (12) | 私学文書課長 共同企画社課長 医療整備課長 健康推進課長 障害福祉課長 雇用対策課長 義務教育課長 特別支援教育室長 高校教育課長 スポーツ健康課長 生涯學習課長 少年課長 |

(2) 宮城県次世代育成支援対策地域協議会

次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要な事項に関する意見を述べることができる。

（組織等）

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 次世代育成支援対策の推進に関する団体の役員又は職員

三 次世代育成支援対策に関する者

四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（部会）

第六条 協議会は、その定めどころにより、部会を開くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

（秘密の保持）

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その

職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のようにより改正する。
〔次のように略
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成三十七年三月三十日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順

| No. | 委員名 | 選任区分 | 役職名等 |
|-----|---------|--------|---|
| 1 | 足立 智昭 | 学識経験者 | 宮城学院女子大学教授 |
| 2 | 阿部 清茂 | 関係行政機関 | 亘理町福祉課長 |
| 3 | 池川 尚美 | 一般公募 | |
| 4 | 大橋 るい子 | 関係団体代表 | 宮城県小学校長会 (大崎市鹿島台小学校長) |
| 5 | 奥村 秀定 | 学識経験者 | 宮城県医師会常任理事 (虹の丘り児科内科クリニック院長) |
| 6 | 君島 昌志 | 学識経験者 | 東北福祉大学准教授 |
| 7 | 小林 純子 | 関係団体代表 | 特定活動非営利法人チャイルドライン みやぎ代表理事 |
| 8 | 糸野 満理子 | 一般公募 | |
| 9 | 佐々木 とし子 | 関係団体代表 | |
| 10 | 佐藤 宏郎 | 関係団体代表 | 宮城県地域活動連絡協議会会長 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会 副理事長 |
| 11 | 佐藤 淳一 | 関係団体代表 | 日本労働組合総連合会宮城県連合会 副事務局長 |
| 12 | 清野 正信 | 関係団体代表 | 宮城県児童館連絡協議会会長 (仙台市台原児童館長) |
| 13 | 高井 秀樹 | 関係団体代表 | 仙台商工会議所総務管理部長 |
| 14 | 中野 みゆき | 関係団体代表 | 宮城県保健師連絡協議会 |
| 15 | 平塚 幹夫 | 関係団体代表 | 宮城県保育協議会会长 |

(3) 宮城県子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日
宮城県条例第五十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に關し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に屬させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に關し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に屬すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に關し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
- 2 [次のよう] 略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順

| No. | 委員名 | 選任区分 | 役職名等 |
|-----|-------------|--------|---------------------------------|
| 1 | あだち 足立 智昭 | 学識経験者 | 宮城学院女子大学教授 |
| 2 | あべ 阿部 清茂 | 関係行政機関 | 亘理町福祉課長 |
| 3 | いがらし 五十嵐 陽子 | 一般公募 | |
| 4 | いがらし 池川 尚美 | その他 | 次世代育成支援対策地域協議会委員 |
| 5 | おくだ 奥村 秀定 | 学識経験者 | 宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長) |
| 6 | きみま 君島 昌志 | 学識経験者 | 東北福祉大学准教授 |
| 7 | こはくし 小林 純子 | 関係団体代表 | 特定活動非営利法人チャイルドライン みやぎ代表理事 |
| 8 | じゅの 紺野 満理子 | その他 | 次世代育成支援対策地域協議会委員 |
| 9 | ささき 佐々木 とし子 | 関係団体代表 | 宮城県地域活動連絡協議会会長 |
| 10 | さとう 佐藤 淳一 | 関係団体代表 | 日本労働組合総連合会宮城県連合会 副事務局長 |
| 11 | せりの 清野 正信 | 関係団体代表 | 宮城県児童館連絡協議会会長 (仙台市台原児童館長) |
| 12 | たかさき 高崎 かおり | 一般公募 | |
| 13 | たかの 高野 幸子 | 関係団体代表 | 宮城県保育協議会副会長 |
| 14 | たかね 高山 秀樹 | 関係団体代表 | 仙台商工会議所総務管理部長 |
| 15 | たかの 中野 みゆき | 関係団体代表 | 宮城県保健師連絡協議会 |
| 16 | たかね 村山 十五 | 関係団体代表 | 一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会 理事長 |
| 17 | たかう 若生 充行 | 関係団体代表 | 宮城県小学校長会副会長 (大崎市古川第一小学校長) |

